

東京自治労連 2023 年度運動方針

I. はじめに

東京自治労連と単組・局支部は、昨年第 34 回大会の確認に基づき、職場活動を基本に要求実現と組合加入を車の両輪とした運動の具体化を図り、職場の労働組合の確立・強化、憲法 9 条改憲発議を阻止し、平和と民主主義を守り、国民が安心できる政治の実現に向けて運動をすすめました。

コロナ危機が続く中、医療現場や保健所などをはじめとする多くの職場では、長時間過密労働が続き、「死ぬか辞めるか」の深刻な事態になっています。こうした背景には、『労働基準法第 33 条 3 項「公務のために臨時の必要がある場合」』などという規定を乱用し、過労死ラインを超える実態となっています。時間外労働の上限規制を公務職場でもきちんと守らせる必要があります。長時間労働・時間管理は当局の責任であり、安全配慮義務に基づく対応を求める必要があります。そのためにも、職場の実態を明らかにし、当局交渉を強めていくことが重要です。コロナ危機の下、職員の命と健康を守る運動は、まさに労働組合に課せられた大きな課題です。

2023 国民春闘は、労働者の大幅な賃上げとともに、労働者の雇用や中小企業の生業を守り、医療・公衆衛生などの社会保障・公務公共の拡充が求められています。大幅賃上げと貧富の格差を是正し、みんなが安心できる社会を実現すること、住民の命と暮らしを守りきるための春闘であり、私たちの要求が実現できるかが大きなカギになります。

コロナ危機のもと、自治体労働組合として、自治体職場を守ることと併せ、職員を守る運動も今春闘の重要な取り組みです。自治体職場では、「人が足りない」「休みが取れない」ということも常態化しています。コロナ関連の職場は人員不足で業務は逼迫し、その対応を応援体制で賄う、応援に出した職場も感染や濃厚接触により手薄な状況で職員は心身ともに疲弊する状況が続いています。職員の健康と住民の命と暮らしを守るためには、職員の増員しかありません。

岸田政権は、海洋進出による中国との軍事的緊張が広がりや、ロシアによるウクライナ侵攻もはじまり、こうしたことを口実に、維新の会などの援護射撃で軍備拡大を推し進めようとしています。現行憲法下で初めて「敵基地攻撃能力」保有に踏み出し「国家安全保障戦略」など「安保 3 文書」を閣議決定しました。今後、防衛力の抜本的強化のために、27 年度に GDP2%となるよう措置し、23 年度から 27 年度までに防衛費を 43 兆円程度と、金額まで示しています。財源の内容は、社会保障の削減と国民負担増やコロナ対策費、復興特別所得税の流用を検討しており、国民はおろか閣僚や自民党内からも批判が出ています。

私たちは、憲法が生きる社会の実現に向け、憲法 9 条改憲発議阻止、平和と民主主義を守り、国民が安心できる政治の実現に向けたたたかいをすすめるべきです。

本大会では、東京自治労連の運動を総括、向こう一年間の方針を明らかにします。あわせて、東京自治労連の増勢と次世代育成の前進をつくりだすため、単組・局支部と東京自治労連が団結して今後の取り組みをすすめていきましょう。

II. 1 年を振り返って

1. 戦争法・共謀罪を廃止し、改憲・改憲発議を許さず平和と民主主義を守るたたかい

(1) 改憲発議を許さず、平和憲法を守り共同を広げる取り組み

1) 9条改憲を許さず、市民と野党の共闘で憲法が生きる社会の実現に向けた取り組み

岸田内閣は2022年12月16日、安保関連3文書の改定を閣議決定しました。問題の第1は、「専守防衛」を掲げてきたにもかかわらず「敵基地攻撃能力=反撃能力」の保有を明言したことです。「敵基地攻撃」は米軍などへの攻撃によって生じる日本の「存立危機事態」に際しても行使されます。相手国の「攻撃着手」の認定は「個別具体的に判断する」とされており、国連憲章違反の「先制攻撃」となる可能性が高くなります。さらに、攻撃対象についても軍事目標以外に拡大する恐れがあります。

第2は侵略的兵器の増強による大軍拡の推進です。岸田政権は、これまで進めてきたミサイル防衛計画に加えて中国大陸への攻撃も可能な長距離ミサイルの開発を進めつつ、当面、米国製巡航ミサイル・トマホーク400発を購入するとしています。米国と共同してミサイル防衛と敵基地攻撃を一体に行なう「統合防空ミサイル防衛」による地球規模の防空網の構築を進める計画への参加も盛り込みました。

第3は、国民負担の増大です。岸田政権は、米国がNATO加盟国に要請している軍事費水準のGDP比2%以上を2027年度までに実現すると明記しました。5年間で43兆円という巨大な規模で、岸田首相は「防衛力整備計画」にかかる費用を、所得税などの増税、「歳出改革」や、国債発行によって賄うとしています。内容は、医療・福祉など国民生活に直結する社会保障関連の歳出削減や国立病院に交付された積立金の返納、東日本大震災復興のための復興特別所得税の期間延長による増税も示されています。

東京自治労連は、改憲策動を許さず憲法を守るため、新型コロナウイルス感染拡大の中にあっても、感染対策を講じながら都段階や地域で共闘を広げながら取り組みをすすめました。2022年9月19日、「安倍元首相国葬反対！改憲発議と大軍拡をやめろ！さようなら戦争さようなら原発9・19大集会」が代々木公園野外ステージを中心に開催され、1万3千人が参加しました。東京自治労連は、単組・局支部から72人が参加し、集会後のデモ行進では大軍拡を進める岸田政権に抗議の声をあげ市民にアピールしました。

2023年2月24日、「ロシアのウクライナ侵攻1年、ロシアは直ちに戦争をやめ撤退せよ！戦術核使用恐喝許さない！ウクライナに平和を！」の集会が開催され、全体で1000人、東京自治労連から19人が参加しました。集会後デモ行進を行い、国連憲章違反のロシアの侵略は即時中止させようと訴えました。

東京地評・憲法東京共同センターに結集し、単組・局支部とともに、毎月の「9の日宣伝」などを取り組みました。「憲法宣伝カー」による都内主要駅頭宣伝に参加しました。

2) 「憲法闘争本部」の取り組み

拡大中央執行委員会の中で「憲法闘争本部会議」を開催し、情勢を共有化し課題を提起しました。「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」、「9条改憲NO！全国市民アクション」共催で毎月開催する「国会前19日行動」への参加を単組・局支部に呼びかけました。岸田政権が大軍拡を進める下で、憲法を守る運動を前進させていくため、憲法学習を重視し取り組みをすすめました。

3) 憲法をいかす自治体労働者東京連絡会の取り組み

2022年6月10日、「ロシアのウクライナ侵略に便乗した国内の改憲の動きと戦争と平和を考え

る」と題して、九条の会事務局長の小森陽一氏を招いて講演会を開催しました。東京労働会館ラパスホール・WEB 併用で 55 人が参加しました。参加者からは「現在のウクライナ軍事侵略や日本の改憲の動きは、歴史の文脈から学ぶことの大切さを改めて感じた。」等の感想が寄せられました。

第 18 回総会・講演会は、2022 年 11 月 25 日に開催し 46 人が参加しました。記念講演の講師には TBS 報道記者の金平茂紀氏を招き、「岸田政権をめぐる政治情勢と国民の状況」と題して講演されました。金平氏は「2022 年は分岐点、ウクライナ戦争＋コロナは、国家とは何かという原則論、政治論と平和論がせめぎあい、『七・八事件』（安倍元首相銃撃・殺害事件）は旧統一教会と自民党の関係が明らかになった」と語られ、参加者とのディスカッションが行われました。

昨年度の総会で決定した毎月の憲法宣伝は、4 月 25 日立川駅北口、5 月 25 日 JR 板橋駅前、6 月 17 日多摩センター駅、9 月 14 日池袋駅西口、12 月 2 日立川駅北口、2023 年 2 月 16 日北千住駅西口の合計 6 回、単組・局支部からの参加を得て実施しました。

(2) 職場・地域から核兵器廃絶をめざす取り組み

核兵器のない平和で公正な世界をめざす運動は、2021 年 1 月 22 日の核兵器禁止条約発効を力に、国内外での取り組みが強化されています。2023 年 1 月 9 日時点の核兵器禁止条約署名国は 92 か国、批准国は 68 か国です。

東京自治労連は、5 月と 7 月の平和行進に参加するとともに、原水爆禁止 2022 年世界大会の成功に向けて、単組・局支部に web 視聴による参加を呼びかけました。世界大会は 3 年ぶりにリアル開催となり、会場となった広島県立総合体育館・グリーンアリーナに 1600 人、web 視聴 1800 人、全体で約 3400 人が参加し成功しました。

2023 年 3・1 ビキニデー集会は、核の使用・威嚇ストップ、国連憲章遵守、核兵器禁止条約調印・批准、「核兵器のない世界」を求めて静岡市で開催され（web 併用）、全体で 1500 人以上が参加しました。集会では 4 年ぶりに分科会が開催され、核兵器禁止条約締約国会議を重要な節目として、内外で運動を発展させるため、アメリカや韓国の代表を招き交流しました。

(3) 米軍基地再編強化阻止、オスプレイ配備反対、日米安保条約廃棄に向けた取り組み

2022 年 10 月 22 日に福生市民会館大ホールにおいて、「第 13 回横田基地もいらない！沖縄とともに声を上げよう 市民交流集会」が開催され、全体で 500 人が参加しました。

2022 年 11 月 13 日には、「オスプレイ反対東京連絡会」主催の「2022 年 横田基地にオスプレイはいらない 11.13 東京大集会」が福生市・多摩川中央公園で開催され、東京自治労連から 15 人、全体で 900 人が参加しました。立憲野党 3 党から連帯挨拶とメッセージが寄せられました。参加者は集会後、周辺住民を爆音と危険にさらしているオスプレイ配備撤回を求める声を上げながらデモ行進を行いました。

また、「横田基地の撤去を求める西多摩の会」が主催する毎月第 3 日曜日の座り込み行動に参加しました。

(4) 民主主義を守るたたかいや争議団勝利をめざす取り組み

岸田内閣が安倍元首相の国葬実施を強引にすすめるなか、弔意の強制や民意を軽視することは民主主義の破壊だとして国民世論が高まりました。自治労連から提起された「安倍元首相の

『国葬』中止を求めます」署名に単組・局支部とともに取り組みました。

全労連、東京地評に結集し、単組・局支部とともに争議支援の取り組みをすすめました。2022年5月25日に行われた全労連・東京地評争議支援総行動、9月15日の東京地評争議支援総行動に参加しました。

「JAL争議の早期全面解決をめざす12・8総決起集会—たたかいは新たなステージに—」が2022年12月8日に文京区民センターで開催され、全体で400人が結集しました。

2. 春闘、全国一律最賃1,500円、公契約適正化、公務員賃金改善の「社会的な賃金闘争」を官民共同ですすめ、8時間働いて普通に暮らせる社会の実現をめざす取り組み

(1) 社会的な賃金闘争の柱として、最賃運動の重要性を職場・地域から、官民共同と取り組みを広げていく

2022国民春闘は、コロナ禍での3度目の春闘となり、コロナショックの影響を大きく受けた自動車や電機など大手企業が労働組合の要求に一斉回答し、業績回復を受け、ベースアップや年間一時金の要求に対する満額回答が相次ぎました。自動車大手では、主要8社のうちスズキとダイハツ工業を除く6社が賃上げで満額回答し、電気大手では、電機連合が月額3,000円のベアを掲げ、日立製作所と東芝、NECが満額回答となり、ほかの電機大手も1,500円で妥結し、昨年水準を上回りました。賃上げ率は、日産自動車が年収3%超となり、日本製鉄は22年度に月額で3%強とするなど、3%前後が相次ぎました。また、国民春闘共闘委員会・東京春闘共闘会議は、回答集中日3月9日に全国で示させた回答は、加重平均で昨年同期を346円上回る5,516円の引き上げでした。

自治労連は春闘勝利に向けた3.2中央行動を配置するとともに、回答指定日翌日の3月10日を「全国統一行動」に設定し、イエローをイメージカラーとして時間外職場集会や地域宣伝、地域総行動への参加を提起しました。

5.11中央行動では、22春闘勝利、最低賃金を1500円に引上げ、22年人事院勧告で賃金・労働条件の改善、非正規職員の賃上げ、均等待遇の実現、公務員の大幅増員実現、リストラ阻止、すべての労働者の雇用と権利を守る労働法制の改正と働くルールの確立、ロシア政府によるウクライナ侵略戦争に反対し、即時撤退などを求めました。

賃金底上げの取り組みでは、労働者の生活改善に資する大幅賃上げと安定雇用をめざして、東京都内で働くすべての労働者の賃金の底上げをはかり、時間額1,500円以上（月額25万円以上）を要求に掲げ東京春闘共闘会議に結集したたたかいました。

6月23日、東京労働局前早朝宣伝をはじめ7月5日、19日の東京地方審議会開催日の宣伝行動、傍聴行動へ参加しました。また8月3日専門部会開催日への座り込み行動、答申日8月5日の宣伝行動に参加しました。

2022年度の地域別最低賃金の改定については、47都道府県で、30円～33円の引き上げで、30円引き上げは11県、31円が20都道府県、32円が11県、33円は5県と最大で3円の差となりました。また、引き上げ額は中央最低賃金審議会が示した目安額を上回ったのは22道府県(去年は7県)となり、10月からの東京都の最低賃金は1,072円となりました。

東京春闘共闘会議の自治体キャラバン 18 は、新型コロナに対する自治体の公衆衛生対策、自治体非正規労働者の処遇改善、自体発注の業務委託・指定管理・公共工事で働く労働者の労働条件改善、公契約条例の制定、中小企業支援策と地域経済振興策の拡充を求め取り組みがすすめられました。12月13日には学習交流集会が開催され、会計年度任用職員制度の問題点や公契約条例の到達点、印刷出版関連産業の要求と課題を交流し、取り組みの意思統一を行いました。

1月中旬から2月初旬にかけ、50自治体との懇談が実施され、東京自治労連は単組とともに30人が参加しました。

(2) 自治体・公務公共関係労働者の大幅賃上げと労働条件向上、会計年度任用職員の均等待遇実現をめざし、公務員賃金のあり方に対する社会的合意をつくっていく取り組み

会計年度任用職員制度の運用から2年が経過し、制度発足以前よりも処遇が切り下げられたケースや、常勤職員との権衡と齟齬をきたす状況、さらには一時金削減にみられるように制度的に引き下げの要素しかないといった欠陥が明らかになっています。こうしたもとで、自治労連は誇りと怒りの“3T”アクションとして、会計年度任用職員とのつながり、要求集約、組織化をめざした運動を提起しました。アンケートの取り組みでは、各単組と公共一般各支部との共同や単組役員や組合員からの会計年度任用職員への声かけを広げました。また公共一般は、新たな会計年度任用職員との繋がりや組織化をめざし、組織外の職員への呼びかけを行いました。アンケートは3,800件の協力をいただき、引き続き署名の取り組みでは**9,334**筆を集約しました。

22年人事院勧告にむけ、公務労働者の要求を実現するために、全労連公務部会・公務労組連絡会が提起する、人事院あて「大幅賃上げとあらゆる格差の解消を求める署名」、政府あて「公務・公共サービス、教育の拡充を求める署名」に取り組み、**7210**筆を集約しました。

7.22中央行動は、**22**人勧で大幅賃上げ・最賃を下回る初任給の引き上げ実現、地域間格差是正、均等待遇の実現、再任用者の処遇改善、臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用の安定、長時間過密労働の是正、公務員の大幅増員の実現と公務・公共サービス、教育の拡充などを掲げ取り組みました。参加についてコロナ感染拡大への対策として本部対応としました。

また、終了後に取り組まれた東京春闘共闘・公務部会人事院前官民共同行動へは東京自治労連より**21**人が参加しました。

(3) 働くみんなの要求・職場アンケートの取り組み

9月中旬から取り組みをすすめたアンケートは、17単組、5局支部などから自治体正規職員(再任用・再雇用含む)11,243人、会計年度任用職員5,029人、外郭関連団体職員等419人、委託・派遣82人の方など16,959(昨年18,590)の集計を行うことができました。全体集計に間に合わなかった回答を合わせると17,022人(昨年18,615)となりました。

「生活実感」では50.3%(前年44.2%)で半数以上が苦しいとし、物価高騰による実質賃金低下のもと家庭に必要な加算額は上昇し、月額賃上げ要求の加重平均額は3400円上昇し、春闘要求では月額27,000円としました。6月の1ヶ月間の残業時間では、「45時間以上」の超過勤務者が490人、その内過労死ライン「80時間を超える」は102人、また、職場の人員については「不足している」が10,720人・63.2%となり、生活も働き方も深刻状況が明らかになりました。

(4) 人事院・都区人事委員会勧告とその到達点について

人事院は8月8日、3年ぶりの俸給表改定と一時金時引き上げ勧告を行いました。月例給については、921円(0.23%)民間給与より下回るとして、若年層の俸給月額を大卒で3,000円、高卒で4,000円の引き上げとしました。期末手当は、0.1月のプラスとし、年間4.40月としました。政府は、11月11日、国家公務員の給与法改定し、8月の人事院勧告通り月給と一時金の引き上げを決定しました。

東京都、特別区の確定闘争は東京自治労連に結集する単組・局支部が都労連、特区連に結集し、組合員の要求実現に向け奮闘しました。

東京都人事委員会は10月12日、例月給については人材確保の観点から初任給に重点を置き、若年層について引き上げ改定、一時金は0.1月分を勤勉手当に配分する勧告を行いました。11月10日、勧告通り実施することで妥結し、事実上7年ぶりとなる給料表改定、一時金は3年ぶりの引き上げとなりました。退職手当については、不当な見直しを行わせませんでした。

特別区人事委員会は10月11日、月例給については初任給と若年層の給料月額を引き上げ改定、一時金0.10月引き上げ、4.55月とする勧告を行いました。11月17日、勧告通り実施することで妥結し、これによる平均年間給与はプラス約5万4千円となります。

会計年度任用職員については、一時金の引き上げ分が勤勉手当に配分されるため、法律上支給できないため、現行制度では、大きな矛盾が生じていました。今確定闘争では、会計年度任用職員への一時金を期末手当で支給するよう区長会に求めてきました。しかし、人事委員会から区長会に対し、介入・干渉するという極めて不当な対応を行ったため、特区連として抗議声明を中央委員会で確認し提出しました。

コロナ禍で、国民のいのちと暮らしを守るため、非常事態のもとで働いている公務労働者の賃上げに対する期待には遠く及ばず、物価高騰や現場実態が反映されないわずかな引き上げとなりました。

3. 「こんな地域と職場をつくりたい」運動の取り組み

(1) 当面消費税5%への引き下げを求めて

消費税は、所得の少ない人ほど負担の重い税です。行き過ぎた大企業減税をやめ、富裕層に応分の負担を求め、防衛費や政党助成金、無駄な公共事業費などを見直せば、財源は生まれます。本来「税」が果たすべき『所得の再配分』による格差の是正と貧困の解消機能を取り戻すことが必要です。

東京自治労連が参加する「消費税廃止東京各界連絡会」は、毎月大塚駅前、消費税減税を求めて定例宣伝行動を行ってきました。

(2) 社会保障制度の改悪を許さない取り組み

1) 医療制度の改悪を許さず、地域医療を守る取り組み

この間、社会保障の改悪を許さず拡充を求め、全労連、自治労連などの運動に積極的に参加してきました。2022年通常国会まで中央社保協、全労連などが提起した医療・介護の大改悪を阻止する運動として「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための国会請願署名(新しいち署名)」を軸とする運動に取り組み、4,226筆の署名を国会に提出しました。

中央社保協や保団連、自治労連、医労連などをつくる集会実行委員会が22年10月25日に開催した「#いのちまもる 医療・社会保障を立て直せ! 10.25 総行動」に、東京自治労連からは、9人

が参加しました。

日本医労連・中央社保協・自治労連・地域医療機能推進機構病院等を拡充する会などが主催する「第12回地域医療を守る運動全国交流集会」は、2022年11月23日Webで開催されました。全国から127接続があり、基調報告では、「医療・公衆衛生を自己責任や助け合いの問題にすり替え、市場原理にゆだねるのではなく、社会保障に手厚い社会へ踏み出すことが求められている」と指摘されました。

東京社保協に結集した取り組みでは、中央行動として、介護署名や年金署名の提出に取り組みました。

東京医療関連協では、毎月第4土曜日のサタデーアピール宣伝行動を行っています。この行動では「都立・公社病院地方独立行政法人化」反対署名も加え、医師・看護師不足解消、医療従事労働者の労働条件改善、人員確保等を訴えてきました。7月28日に開催された総会では、都立・公社病院が地方独立行政法人化される中、今後の組織のあり方などを1年かけて検討していくことも提起されました。

2) 「公立・公的病院」を守る取り組み

コロナ禍で、明らかになった公立・公的病院の重要性に総務省も「縮小から統合へ」と検討の方向を変える中でも、名指しされた440病院の削減の方向は変わっていません。東京で名指しされた9病院でも、存続運動が続いています。

東京都で医療圏ごとの病床数を検討する「地域医療構想調整会議」は、完全Web会議で開催され、「人権としての医療・介護 東京実行委員会」の構成団体に呼びかけて、会議傍聴を続けてきました。会議は、コロナ禍で課題にあげられた、病院間の連携、特にかかりつけ医の充実と高齢者を中心とする急性期から回復期への速やかな転換が課題としてあげられています。

3) 介護制度改悪を許さない取り組み

「介護をよくする東京の会」では、毎月の会議を継続し、「全世代型社会保障」の具体化や、毎年上がる保険料と介護保険制度の形骸化を許さない取り組みのために情報交換を行いました。

11月11日には、毎年開催されている「介護電話相談」が行われ、東京自治労連からも相談員に組合員を7人派遣しました。

4) 新生存権裁判をはじめとした取り組み

18年5月に提訴した「新生存権裁判」では、13年8月から15年の3年間で平均6.5%、最大10%の生活扶助費の引き下げの根拠とされた「デフレ調整」の誤りを指摘しています。この間、国の説明を求めています。国は満足な説明が出来ず、各地の地裁で勝訴が続いています。さらに、この1年で東京を含め判決が予定されており、正念場といえる状況が続きます。裁判支援の取り組みの強化が求められています。

また、後期高齢者医療制度については、「75歳以上の窓口負担2割に反対する」署名に取り組みましたが、22年10月から2割負担が強行されました。引き続き署名の取り組みを進めます。

国民健康保険の高すぎる保険料については、東京社保協・地評などが中心となる「子どもの均等割をなくし、保険料の軽減を求める」署名に取り組み、都議会に提出しましたが、否決されました。さらに、年金についても、全労連・中央社保協などが取り組む「国の責任で若者も高齢者も安心できる年金制度の確立を求める」請願署名に今年も取り組みました。

5) 保育施策の充実を求める取り組み

東京自治労連保育部会は、22年11月25日に福祉保健局と「東京都の保育施策に関する説明要請」とともに懇談を行いました。この間明らかになった少なすぎる指導監査の実施と保育の質をまもるためにも検査員の増員を求めました。

自治労連が参加する「よりよい保育を！実行委員会」は、2022年11月3日に、日比谷野外音楽堂で3年ぶりとなる「11.3保育大集会」を開催し、Web中継とともに、800人が参加する集会となりました。また、前日11月2日には「自治労連保育・学童保育闘争意思統一集会」をWeb併用で開催し、全国から36接続、東京から11人が参加しました。今後の署名を中心とする取り組みについて意志統一するとともに、愛知からの「もう一人保育士を」の運動など全国の取り組みを交流しました。

保問協、福祉保育労とつくる「公的保育・福祉を守る東京実行委員会」は、都議会に、「東京のすべての子どもが安心して過ごせるよう保育環境の改善を求める請願」署名を約7万筆提出し、都議会第1定例会で審議がされましたが、委員会不採択となりました。

公立保育園廃止・民営化の理由として「財源がない」という当局の説明を解明するために、保育財政プロジェクトを立ち上げ、1年半にわたり検討を行いました。その結果、「財源がないのではなくお金の使い方」であることを明らかにし、組合員向けのパンフ「公立保育園を存続する財政はある～これまでも、これからも東京の保育の要は公立保育園～」を作成し、学習動画も作り、組合員の学習を進めています。保育園の財源問題を考える中で、「株式会社立保育園」が運営費から儲ける仕組みがあることがわかり、「調査研究報告書―「弾力運用」の実態と「不正受給」の問題を告発する」を作成、2023年2月9日都庁記者クラブで記者会見を行いました。

6) 児童相談所の特別区設置など児童保護行政の拡充を求める取り組み

児童虐待が問題となる中、特別区への児童相談所の設置は、2020年4月世田谷区、江戸川区の設置から始まり、荒川区、港区と続き、2022年度は、中野区、板橋区、豊島区と開設されました。練馬区は、児童相談所を設置するのではなく、都の児童相談所のサテライトを区の施設に置き、連携した取り組みを始めています。

全国的に児童福祉司や児童心理士が不足し、その養成が課題となっています。子育て支援、児童福祉行政拡充の課題として、社会福祉部会で情報交換を行っています。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大にかかわる単組・局支部での取り組み

この間の自治体「構造改革」による弊害がコロナ禍で顕著になり、職場の人員不足がさらに共通の認識になりました。職場の声を集めて、人員増に結びつける取り組みが2022予算人員闘争でとりくまれました。育休代替の不足や、学童保育や保育、現業などで欠員が明らかになり、退職不補充が続いていた現業での採用が行われるなど人員を増やす取り組みが行われました。同時に、確実な人員増のためには、次年度の採用人員が確定する前から予算人員闘争に取り組み、人員について当局と合意するなど、予算人員要求闘争の取り組み時期を早める必要性が明らかになりました。

(4) 職場からの予算人員要求の取り組み

2022年予算人員要求闘争もコロナ禍での取り組みとなり、この間明らかになった職場の人員体制

など切実な要求をもとに交渉がすすめられました。各単組、局支部では、職場から取り組む予算人員要求闘争をめざし、職場訪問や懇談が困難な中でも職場アンケートなども活用し、職場からの要求集約に取り組みました。

夏に当局から増員なしとする文書が出され、秋に抗議文を出し、若干であるが増員を勝ち取りました。育休・代替職員の増員を想定していたが、病欠などのあなうめで結果として産・育休代替までまわすことができなかった。次年度に向け取り組みをする。取得が少ないという理由で生理休暇の廃止を提案されたが、組合として強く訴え押し返すことができたなど、職場からの要求を前進させる成果が出ています。

(5) 自治研活動の取り組みと住民共闘を前進させる取り組み

2022年度より自治研推進委員会の定例開催が再開されました。東京自治労連は、国と東京都等で進む自治体構造改革の動きについて報告し、各単組・局支部で起きている自治体 DX など自治体構造改革等について情報共有と意見交換をしてきました。

また、「保育業務の SaaS 化実態調査」について推進委員会で内容を検討し、保育部会からの協力も得ながら、9区職労2市職でアンケートを実施し、実態調査報告書をまとめました。

毎回の会議で、単組・局支部で起きる自治体構造改革についての報告から、予算人員要求闘争などの要求実現の取り組みについて、到達や教訓等を交流してきました。

東京地方自治研究集会へむけて、推進委員会から各分科会の運営委員を務めてもらい、集会の成功へ導くことができました。

文京、板橋、世田谷では、地域自治研究所と単組と協力した活動が行われ、継続した活動が行われています。

4. 自治体「構造改革」に反対し、住民本位の自治体づくりの取り組み

(1) 東京地方自治研究集会の開催と労組・団体との協力・共闘の取り組み

第14回東京地方自治研究集会が2023年2月4日、日本教育会館とオンラインの併用で開催されました。全体会と分科会にのべ328人、東京自治労連からは110人が参加。集会実行委員会には43団体が参加しました。午前中はシンポジウム、午後は5つの分科会と1つの講座が行われました。

集会へ向け、基調報告を執筆する起草委員会を、東京社保協と東京民医連、東商連、都教組、東京自治労連の5団体で発足し、8回の会議を開いてきました。基調報告は、集会のテーマに基づき、「未来の東京」戦略の内容と問題点について、批判的検討を行い、起草委員会の各団体の視点で、医療と福祉、事業者、雇用、教育、都政の切り口でまとめました。実行委員会は6回開催しました。

集会テーマは「コロナ禍の3年。住民の“いのち”と“くらし”に自治体はどう向き合ったのか—小池都政の「未来の東京」戦略は何を目指しているのか…住民が主人公の都政に転換する道を探る」としました。

全体会は、小池都政の「未来の東京」戦略について、実行委員長黒田兼一さん（明治大学名誉教授）が問題点を報告し、続けて、事業者から佐藤豊さん（東京土建副中央執行委員長）と、教育から木下雅英さん（都教組委員長）、医療から本田宏さん（NPO法人医療政策研究会副理事長）が報告しました。意見交換では、労働組合や団体から小池都政の問題点や改革への提言等が報告されました。

分科会と講座は複数の団体と協力して運営委員会をつくり、①「地域医療・介護・保健所」から、②「住民のセーフティネット」、③「子ども子育て支援」、④「東京の再開発」、⑤「平和と憲法」をテーマ

に開かれました。講座は、自治体 DX を「データの民主的利活用」の切り口で報告と問題提起が行われました。

集会の記念特集で、杉並区長の岸本聡子さんに弁護士の尾林芳匡さんが聞く、インタビュー記事を掲載しました。尾林弁護士の質問に岸本区長が、住民の声を聞き、住民とともに公共福祉をつくり上げていこうとする取り組みが、縦横に語られました。

東京自治労連は東京地方自治研究集会の事務局として、起草委員会と実行委員会を運営してきました。また、分科会と講座の運営委員会の立上げから、当日の運営を行いました。

(2) 「公的サービスの産業化」や「自治体戦略 2040 構想」の具体化を許さない取り組み

デジタル庁は「包括データ戦略」を策定し、地方自治体を「データプラットフォーム」とし、住民と行政の情報を利活用する対象に位置付けました。また、同庁は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2022年6月7日)で、住民と行政のデータを「知恵・価値・競争力の源泉」であり「日本の社会課題を解決する切り札」と位置づけをしました。同計画は、データ収集をすすめる具体策としてマイナンバーカードの普及と、カードを「デジタルデバイスにアプリ等として搭載」するとしています。あらゆる側面から住民のデータ収集システムをつくらうとしています。

自治体キャラバン 19 では、都内自治体から統一・標準化の取組の現状についてアンケートで聞き取りをしたところ、23 区では 97%が方針を作成し、CIO などの自治体 DX を進める司令塔に外部人材の登用を 71%の自治体が進めていることが明らかになりました。統一・標準化にともなう費用に対する国の補助については、過半数以上の自治体が、「まったく足りない」と回答しています。また、全国で一斉に統一・標準化実務を行う、ベンダが不足しており、期日の延期を求める声が多く寄せられています。

東京自治労連の春闘討論集会では、中山徹氏の講演「新しい資本主義とは何か 一自治体への影響」をビデオ視聴しました。

(3) 都立・公社病院の地方独立行政法人化を許さない取り組み

東京自治労連は、「人権として医療・介護東京実行委員会」の署名を中心に活動を提起するとともに、地域労連や各「都立病院の守る会」の行動への参加を呼びかけました。

人権として医療・介護東京実行委員会は、都議会請願署名を 4 次にわたり取り組み、累計で、20 万筆を提出するとともに、都議会厚生委員会の開催に合わせて 3 月・5 月と都庁第一庁舎前で包囲行動を行い、毎回 300 人を超える方々が参加しました。

残念ながら、都議会第 1 回定例会で「都立病院廃止条例」が成立し、7 月の地方独立行政法人化が決定すると、3 月 30 日に声明を出すとともに、「都立病院を廃止するな！7 月からの都立病院・公社病院の地方独立行政法人化中止を求める請願」署名に取り組み、6 月 30 日までに約 3400 筆の署名を集めました。小池都知事は独法化の目的として「行政的医療を将来にわたり安定的に提供し、機動的に柔軟に人材を確保するため」と説明していますが、独法化により 6,000 人の職員定数削減を行ったことは、かつてない都政リストラと言えます。独法化により医師・看護師の大量退職が起きるなど、行政的医療の後退が起きています。

5. 原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換、民主教育擁護など国民的課題の取り組み

(1) 原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換

原発ゼロ・再生可能エネルギーへの転換は、改憲反対の取り組みとも結んで、粘り強く続けていま

す。また、野党共同の法案として、国会に「原発ゼロ法案」が提出されましたが、継続審議のまま全く審議が行われていない状況です。

福島では未だ 38,000 人の避難者がいる中で、政府は、帰宅困難地域の縮小と帰還に対する補償の打ち切りと一体ですすめています。一方、事故に対する補償を求める裁判が各地で起こされ、国・東京電力の責任を認める判決も出されています。事故から 10 年を過ぎ、6 つの裁判が高裁段階になっています。今後最高裁へと続く裁判の支援が東京で求められており、「都民連」が受け皿になって支援を行っています。

原発をなくす各集会への参加に取り組みました。

(2) 教育の改悪反対、民主教育擁護

教育の改悪反対、民主教育擁護の取り組みでは、この間東京教育連絡会に結集して取り組んできました。

教科書の内容については、内容の「訂正」の名で毎年検討が可能となりました。そのため、教科書会社の動向に注目しています。

長年求めてきた「少人数学級」の実現し、小・中学校での「35 人学級」が始まりました。学級数を増やすことによる教員増や教室の確保、学校給食の食数への対応など様々な課題があります。子どもたちの教育環境整備は課題です。特に教員の欠員が深刻で、新たな取り組みが求められています。

ゆきとどいた教育をすすめる都民の会がすすめる『都内公立学校に「1 年単位の變形労働時間制」を導入せず』の署名や東京私大教連の「私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額をもとめる請願」などの署名に取り組みました。

毎年開催されている「2・5 教育集会 2023」は、Web 併用で開催され、東京自治労連も参加しました。

6. 都民要求実現の取り組み

東京地評や社保協などつくる「都民要求実現全都連絡会」は、都議会の開会日に毎回「都庁前行動」を行い、都政課題について訴えるとともに、東京都への請願行動を続けています。

2020「オリンピック・パラリンピックを考える都民の会」は、3 月に「オリパラ都民の会総括集会」を開催し、組織委員会の決算発表をもって解散することを決めました。会のあり方をめぐって様々な動きがありましたが、会は、2020 オリンピック・パラリンピック大会に焦点をあてた会であり、総括も行う中で、一定の役割を果たしたとして、2022 年 12 月に解散しました。

長年、臨海部開発に警鐘を鳴らしてきた臨海部開発を考える都民連絡会では、2020 東京オリンピック・パラリンピックの施設建設や、晴海に建設されたオリンピック選手村の土地が、市場価格の 10 分の 1 でデベロッパーに払い下げられた問題を取り上げて活動してきました。晴海の選手村については、「晴海選手村をただす会」として民事裁判を起こし、東京都の果たした役割の解明に取り組むとともに、訴えた裁判は、東京高裁で審議されています。

唯一東京都が住民団体に対応する「都民要求大行動実行委員会」の予算要請には、オブザーバーとして参加してきました。

革新都政をつくる会とともに、開会日前宣伝行動と予算要求行動に参加しました。

7. 自治体民主化、国政民主化のたたかい

自治労連の要請に基づき、首長選挙の推薦を行い、支援の取り組みをすすめました。沖縄県知事選挙では玉城デニー氏、横浜市長選挙では山中竹春氏を推薦しました。

また、東京地評の要請に基づき、首長選挙の推薦を行いました。清瀬市長選挙では池田いづみ氏、練馬区長選挙では吉田健一氏、杉並区長選挙では岸本さところ氏、品川区長選挙では村川ひろかず氏、新宿区長選挙ではよだかれん氏を推薦し、支援の取り組みをすすめました。

8. すべての運動について職場活動を基本として、職場の労働組合の確立・強化、各単組・局支部、東京自治労連の増勢をめざし、次世代育成の前進に向けた取り組み

(1) 東京自治労連の組織の強化・拡大の取り組み

1) 2022年春の組織拡大月間の取り組み

東京自治労連は、2月中旬に組織拡大に向けた書記長・組織部長会議を開催し、春の組織拡大月間の取り組みについて意思統一を行いました。各単組・局支部の準備状況をはじめ、自治労連の全国の仲間が作成している新人用パンフレットを紹介し、新人へのアプローチの方法などを共有化してきました。取り組み方針では、1～3月を準備期間、4～6月を組織拡大強化月間とし各単組・局支部における共済の拡大も含めた目標と計画の確立を提起してきました。

東京自治労連の組織対象職場には約2,000人の新人職員が配属され、小池都政による都立・公社病院の7月地方独立行政法人化がすすめられているもとで、病院職場では独法化中止の取り組みを継続しながら、分会から新人職員への組合加入を呼びかけました。2つの病院職場では自治労連共済への加入も訴えながら看護師全員62人が加入しました。

区職労関係では、8単組が4月1日に早朝に案内チラシを配布するなど、昼休み組合説明会を開催し、労働組合の役割や自治労連共済や労金のメリットを紹介しながら加入を訴え全体で4月末で、〇〇〇人が加入しました。

2) 第23回組織集会の取り組み

今年度も、コロナ禍での組合説明会や歓迎会の開催など新人組織化の取り組みは、万全とは言い難い状況ですが、各単組・局支部では2月段階から組織化のための準備を行い、コロナ禍だからこそ職場・職員の切実な声を要求に掲げ取り組みをすすめました。

組織集会では、新型コロナウイルス感染症がいまだに終息の兆しを見せないなかで、新入職員へどのようにアプローチし、労働組合の役割や存在意義をどのように伝えて組織化していくのか、コミュニティ・オーガナイズの手法を学び各単組・局支部での具体化をめざしました。

なおコロナ禍の下で、開催時間を短縮し、Web形式で開催し、全体で41人が参加しました。

3) 2022年秋の組織拡大月間の取り組み

秋の組織拡大月間は、春の教訓をいかし、賃金確定闘争や予算人員要求と結合させた全員参加型の取り組みとして各単組・局支部は奮闘しました。

また、拡大中央執行委員会での各単組・局支部の取り組みを共有化し、新採や未加入者に加入を訴える「お手紙作戦」の経験を学び取り組みがすすめられました。

3Tアクションの取り組みとして、「東京の公立保育園に働く会計年度任用職員の処遇改善をめざ

し組織化を推進するための方針」を確立し、保育園で働く会計年度任用職員の処遇改善と組織化の取り組みをすすめました。

4)自治労連2023国民春闘全国統一行動批准投票

東京自治労連は、自治労連第64回中央委員会（1月27～28日）2023年国民春闘方針の決定を受け、自治労連が実施する要求実現のための全国統一行動について全組合員の意思確認と決意を結集するために批准投票を実施しました。ストライキ批准投票は、闘争戦術・全国統一行動の指令権を自治労連中央執行委員長に1年間委譲することの賛否を問う取り組みとして単組・局支部で2月1～14日の間取り組みが進められました。

投票の結果は、批准率は73.20%と昨年に比べて3.23ポイント上がり引き続き高い批准率を勝ち取り、強い団結力を示すことができました。また12単組・2局支部で昨年を上回る批准率を達成することができました。投票率は77.74%（昨年74.36%）、賛成率は94.16%（昨年94.14%）となりました。

（2）単組・局支部の青年活動の推進による次世代役員育成

各単組・局支部では、職場の強い要求を実現する取り組みを重視し、職場の信頼関係を築き、職場の先輩や仲間が声をかけることで加入へ結びつける取り組みを地道に行ってきました。感染対策をして職場を役員が職場の声を要求に取り上げ、当局に要請を重ねることで組合に対する信頼が高まったことが報告されました。こうした取り組みを積み重ねにより、組合加入に結び付いています。あらためて職場の組合活動を重視し、職場から取り組む重要性が明らかになりました。

単組・局支部の組合加入の取り組みの特徴では、役員が新採者の職場を回り一人ひとりに声を掛けて写真撮影し、機関紙の新採特集号で紹介する取り組み、組合加入パンフに先輩たちの声とQRコードを掲載し、入区当日に役員が配布、研修日の昼休みを活用してパワーポイントを使って組合説明を行う。入区2～3年目の青年を中心に実行委員会を立ち上げ、加入呼びかけ動画やサークル紹介動画、組合説明の動画を作成し、説明会で呼びかけるなど、青年が進んで様々なアイデアを出し取り組む報告が拡大中央執行委員会で行われています。報告を聞きいい部分を取り入れる単組が増えてきています。

（3）自治労連共済「みんなでつくる・支えあい」共済拡大運動を軸に、組織拡大と自治労連共済加入・利用を広げ、組織強化・拡大につなげる取り組み

東京自治労連として、自治労連共済東京支部と連携を取り春の新採の組織化に取り組みました。結果としてセット共済D型に355人プレゼント加入がありました。秋の組織拡大向けには、キャンペーンを企画し、セット共済44人、火災共済40件新規の加入がありました。新型コロナウイルス感染によりセット共済の多くの加入者に給付を行いました。みなし入院を不慮の事故として引き続き現在も請求ができるようになっていきます。機関紙「とうきょう自治体の仲間」の広告欄に自治労連共済を掲載していることにより組合員への広い共済周知となりました。

（4）組織強化・拡大につなげるため、可処分所得増加など組合員の家計応援、生活支援の要求を取り組む労働者の福祉金融機関・ろうきんへの加入や利用を職場で広げる取り組み

ろうきんは働く者のためにつくられた福祉金融機関です。働く仲間がお互いを助け合うためにつくっ

た協同組織の金融機関なので、組合員のニーズに応え暮らしを支えるとともに、安心して過ごせる社会づくりに寄与することが目的です。ろうきんの利用・活用は、物価高が続く生活不安が強まるなか、労働組合への結集を強め、組織強化・拡大の有力なツールになります。

ろうきんの利用は、組合員にとって多くの利点があることを知らせ、とりわけ、新規採用者の組合加入と、若年組合員の利用・活用を促進する取り組みをすすめました。新規採用職員への組合説明時や懇談の機会に資料を配布し、ろうきんの多くの制度や優遇措置が利用できることを知らせ、組合加入のきっかけとしました。

組合員の生活を応援するため、ろうきん支店と連携して、他行他社ローン・カードローンの借り換え相談会（オンライン）など、各種相談会を開催しました。ろうきん口座の利用でコンビニや他行 ATM の引き出し利用時の手数料、給与振込指定で振込手数料のキャッシュバックなど、利用のメリットを機関紙などで紹介し、振込口座指定や口座利用を促進しました。

民間教育ローンを返済する若年職員に、低金利で利用できる中央ろうきん「教育ローン」を紹介し、組合加入とろうきん利用につなげる取り組みをすすめました。多額の資金を要する住宅ローンの借り入れや借り換えでも、ろうきんの有利な住宅ローンの相談をすすめました。

働く者の財産形成を応援する財形貯蓄の取り組みでは、ろうきんへの結集を組合員に呼びかけました。

（５）学習教育活動

労働組合運動や活動をすすめていくうえで、労働者・労働組合の権利や賃金・労働時間などの学習の取り組みをすすめるため、2022 年度労働者通信大学の受講補助を行い、単組・局支部に呼びかけました。全労連の初級教育制度・労働組合入門「わくわく講座・ラパス講」の受講を単組・局支部に呼びかけました。

岸田政権発足後、ロシアのウクライナ侵略を利用し、改憲・大軍拡をすすめる危険な動きが急速に強まりました。岸田政権の敵基地攻撃能力保有・軍事費倍増戦略の危険性を学習し、組合員に知らせるため、日本平和委員会発行の「かなりキケンです 岸田政権の暴走にストップを！」パンフを単組・局支部に配布しました。

（６）文化・スポーツ活動

1) 軟式野球大会

東京自治労連 2022 年度軟式野球大会は、3 年ぶりに開催しました。新型コロナ感染の影響により職場で選手を集めることが困難な中での開催となりましたが、6 単組が参加しました。優勝は板橋区職労チーム、準優勝は品川区職労チームでした。板橋区職労チームは、自治労連関東甲越ブロック協議会が主催する軟式野球大会に出場しました。

2) 囲碁・将棋大会

東京自治労連第 26 回囲碁・将棋大会を 5 月 14 日に開催しました。将棋大会には 8 名が参加し、上位 3 名が午後から開催された関東甲越ブロック大会へ参加しました。囲碁大会は、参加者・実行委員で対戦交流を行いました。

3) 女子バレーボール大会

自治労連が全国大会を中止としたため開催しませんでした。

(7) 各分野のたたかい

1) 青年部

コロナ禍で、青年同士のつながりが途絶え3年が経過しました。このような状況のもと、オンライン開催となりましたが、9月23日に「青年未来づくりプロジェクト」が開催され、自治体や自治体労働者の役割、自治体労働組合に求められていることについて交流をしました。

青年の要求を前進させるために、単組・局支部の持っている豊かな活動経験と青年の企画力やエネルギーを組合活動に活かし、つなげていくことが重要な課題となっています。

青年部では、各単組・局支部に青年部の活動を知ってもらい、青年がどんな交流を求めているかを知るため、単組・局支部の青年と懇談をする計画を立て、7月8日に世田谷区職労に出向き懇談会を開催しました。その後も計画しましたが、コロナの感染拡大などにより中断、再開に向け引き続き懇談を呼びかけていきます。

2) 女性部

2022年10月22日の第27回定期大会において、女性部三大要求の「①婦人検診の内容の充実、②部分休業・育児短時間勤務・介護休暇等を取得するための条件整備、③育休代替の正規職員配置」の実現を目指して活動することを確認しました。常任委員会、委員会を通じて、各単組・局支部女性部（婦人部）の要求について、情報交換や学習交流を続けています。毎年開催している「女性部春闘の集い」を今期は2月25日に開催し、要求実現に向けた学習と交流を深めています。

上部団体の自治労連女性部大会や東京地評女性センター定期大会をはじめ、学習会や集会など積極的に参加しました。

菜の花行動、国際女性デー、東京地評女性センター学習会、第42回自治体にはたらく女性の全国交流集会 in 近畿、第67回はたらく女性の中央集会、第67回日本母親大会 in 埼玉・群馬、第8回はたらく女性の東京集会2022、第67回はたらく女性の中央集会 in 大阪、2022年東京母親大会、東京地評女性センター23春闘単産・地域学習交流集会など、オンライン開催とあわせて、現地への参加が増えました。この他に東京自治労連現業統一行動10・14総決起集会で女性部から決意表明を行いました。後日、都知事あての「東京自治労連女性部2022要請書」を提出し、ハラスメント防止対策の拡充や母性保護に関する要求などを訴えました。

3) 現業評議会

現評は、20年以上に及ぶ現業職員の不補充政策、現業職場のアウトソーシングにより、役員不足という中で、「自治労連全国統一行動」を基軸として活動をすすめてきました。

2022年3月12日に、現業評議会第21回定期大会を開催し、運動方針と新体制を確認しました。

ラパスホールにおいて「東京自治労連10・14総決起集会」の成功を力にし、11月7日には東京都行政部に要請行動を実施しました。

自治労連が取り組んだ、「くらしと生活を守る私たちの公務公共『現業大事だ!』キャンペーン」では、各単組現業職場の現状をニュース掲載し、現業職員の必要性や重要性、人員確保の運動をアピールしました。

「住民のいのちとくらしを守るため、公務公共サービスを拡充させ、現業職場の体制整備を求める要請書（現業署名）」は4,459筆を集約することができ、取り組み続けていきます。

4) 非正規公共評

非正規公共評は、自治労連大会への対応、10.14 現業統一行動とそれに続く東京都要請に参加しました。さらに、自治労連は、2月4日に「第31回自治体非正規・公共関係労働者全国交流集会」をWebで開催し、全国から236人（東京9人）が参加しました。交流集会では、3T“アクション”の取り組みやアンケートで明らかになった課題についての報告が行われました。

日常活動として、東京地評パート・非正規労働者連絡会に参加し、全都での活動の交流と学習を進めています。

Ⅲ. 私たちを取り巻く情勢の特徴

1. 憲法・平和をめぐる情勢

(1) 憲法9条をはじめ改憲をすすめる岸田自公政権と改憲勢力

岸田首相は、任期中に改憲を実現するとして、「改憲発議」という言葉を歴代首相で初めて使うなど、政権支持率が低下し続けるもとでも改憲意欲を明確に示しています。

2022年秋の臨時国会では、衆参の憲法審査会が毎週のように開かれ、さまざまなテーマで改憲をめぐる議論が行われました。改憲推進の自民党に呼応して、改憲政党である公明党、日本維新の会、国民民主党も改憲論を展開しました。自民党は「改憲4項目」を決定し、その一つである緊急事態条項は、内閣総理大臣に権力を集中させて、国会での議論もなく人権制限を行うことをするものです。憲法9条への自衛隊を明記し、自衛隊を憲法上の存在に位置づけ、集団的自衛権を制限なく認め、米軍とともに海外で戦争する自衛隊に変えることを狙っています。

現在、衆参両院で改憲派が3分の2以上を占めており、数の力で審査会開催を続け、改憲条項をすり合わせて通常国会での改憲発議を狙っています。しかし、衆院憲法審査会の自民党委員の6割が統一協会と接点を持ち、一体となって改憲を推進する実態であり、そもそも憲法を語る資格がありません。

各種世論調査では、国民は優先的に処理してほしい政策課題に景気回復、物価高騰対策、社会保障の充実などを挙げ、憲法改正はごく少数であり改憲を望んでいません。改憲原案づくりに直結する憲法審査会は開催すべきではありません。

(2) 敵基地攻撃能力保有と大軍拡を推進する岸田自公政権

岸田自公政権は、これまでの安全保障政策の大転換を強行し、日本を軍事国家にする危険な道に踏み出しています。岸田自公政権は、2022年12月に安全保障関連3文書を閣議決定し、2023年通常国会開会にあたって岸田首相は、歴史の分岐点に立っていると述べ、軍事力強化を正当化しました。5年間で43兆円もの防衛予算2倍増を行うことに加えて、将来にわたり毎年4兆円の新たな財源を確保するとしています。2015年の安保法制強行による戦争する国づくりの制度化に続き、今回の閣議決定では自衛隊の能力を抜本的に強化し、日本の軍事国家化をいっそう押し進めようとしています。財源確保のために、国民への大増税も打ち出しました。大軍拡と大増税を許さない、安全保障関連3文書は撤回せよ、という国民の声と運動が高まっています。

政府はこれまで、敵基地攻撃能力は持てない、専守防衛に徹するとしてきました。米軍と一体で相手国に攻め込む、敵基地を攻撃する能力の保有は、憲法9条を真っ向から否定するものです。憲法違反、

国際法違反の先制攻撃に踏み出すことであり、日本全体が戦争に巻き込まれる可能性を大きく高めます。まさに戦争か平和かが問われる歴史的岐路であり、平和憲法の破壊、敵基地攻撃能力保有、大軍拡を許さず、平和を求める国民世論をさらに広げ政治を転換することが求められています。

（３）急速にすすむ日米軍事一体化と戦争推進態勢づくり

中国、北朝鮮を脅威とあおり、台湾有事などを理由にして、米軍と自衛隊の一体的な訓練・共同演習、基地の共同使用など、アメリカの危険な軍事戦略に自衛隊を組み込む動きが強められています。日米の「殴り込み部隊」による敵地強襲訓練、航空機の空中給油訓練など、戦争を想定した危険な訓練も常態化しています。

とりわけ、対中国を想定し、鹿児島から沖縄にかけての南西地域で日米軍事作戦を拠点化する動きは危険な企みです。憲法違反の集団的自衛権を行使し、先制攻撃の軍事作戦に自衛隊を参加させる態勢づくりは許されません。紛争が想定される領域で、戦争を想定した共同統合訓練などを繰り返し、戦争態勢づくりを強めることは、軍事的緊張を高め極めて危険です。戦争に反対し平和を求める国民世論と国際的な動きを強めて、外交による紛争の平和的解決を求めていくことが必要です。

（４）沖縄・辺野古の米軍基地建設強行と南西諸島などの軍事基地化

辺野古の米軍基地建設に反対するオール沖縄・県民のたたかい、大きな国民世論を踏みにじり、政府は建設を強行しています。県民と支援者による基地ゲート前座り込み抗議行動、建設反対の総がかりのたたかいが建設を大きく遅らせ、軟弱地盤が埋め立て工事を困難にしています。「200年はもつ」といわれる辺野古の永久基地化を許さず、沖縄県民・国民を戦争にまきこむ基地建設反対、平和で豊かな沖縄実現、危険な普天間基地の即時無条件撤去をめざし、たたかいを強めることが求められています。

中国と北朝鮮の動きに対抗するアメリカの戦略に従い、南西諸島軍事化が急速につよめられています。自衛隊ミサイル基地の建設と部隊移駐がすすんでいます。鹿児島・馬毛島では、市民の強い懸念・反対を押し切って、恒常的な夜間飛行訓練のための基地・滑走路建設をすすめています。米軍横田基地では、戦争拠点として新たな施設建設がすすめられ、横浜ノースドックでは、小型揚陸艇部隊が新たに編成されています。軍事による対立が強まれば、市民が戦争にまきこまれ、命と暮らし、安全が真っ先に脅かされます。

（５）米軍オスプレイ配備・訓練強行と自衛隊オスプレイ運用

危険な米軍オスプレイが横田、岩国、沖縄など全国の米軍基地に配備され、危険な低空飛行訓練とすさまじい爆音で国民の暮らしを危険にさらしています。横田基地周辺の住民をはじめ多くの市民が、甚大な騒音と危険な訓練による被害で苦しんでいます。オスプレイは敵基地を急襲して攻撃するため、オートローテーション機能がなく、世界中で墜落事故や不時着を繰り返しています。現在、日本全体に米軍優先空域が張り巡らされ、民間航空機の飛行は狭いエリアに限定されています。オスプレイは広大な米軍優先空域も無視し、日本の航空法にも違反して全国を低空で飛び交っています。大事故で取り返しのつかない甚大な被害を引き起こす危険があり、オスプレイ撤去のたたかいを強める必要があります。

自衛隊が購入したオスプレイは、木更津基地を整備拠点とし、国内での運用を本格化しようとしています。自衛隊立川基地への飛来も行われ、都民を危険にさらすことは許されません。

(6) 核兵器廃絶に逆行する日本政府

核兵器の廃絶は、唯一の戦争被爆国である日本国民はもとより、核戦争や核実験のない平和な世界を求める人々の強い願いです。被爆者をはじめ、全世界の市民の継続した粘り強い運動で、2017年7月に核兵器禁止条約が成立し、毎年条約に加わる国が増え、核兵器の禁止は世界の世論となっています。核兵器を包括的に法的禁止とする初めての国際条約は2021年1月22日に発効し、署名国、批准国が増え続け、核兵器禁止の国際世論形成に大きな力を発揮しています。

しかし、日本政府は、核兵器保有国が条約未加入などを理由に、条約参加を一貫して拒否しています。日本政府が加入に後ろ向きであるため、核兵器廃絶を求める国民と世界の国々から批判が集中しています。日本政府を動かす大きな国民世論をつくり、条約を批准させる運動が求められます。

2. 国会等をめぐる政治情勢

(1) 後ろ向きなコロナ対策に

新型コロナ感染拡大が第7波から第8波を迎えるなか、命を守る政府の取り組みが最優先課題であるにもかかわらず、経済活動の回復へと舵を切りました。岸田政権は、第8波に入り患者の全数把握を放棄しました。その結果、新規感染者数こそ減少したものの、死亡者数や高齢者施設のクラスターの発生件数は第7波の1日当たりの人数を上回り、「緊急搬送困難事案」が軒並み過去最高を記録するなど、医療の逼迫は極めて深刻な状況となっています。

政府は、PCR検査について対応したのは「一斉定期検査」の事務連絡を発出しただけで、実施の判断は自治体に丸投げ、ワクチン接種の対応も自治体任せで、政府に対して自治体からは不満な声があがっています。国が主導して「いつでも、誰でも、無料で」受けられるPCR検査体制を確立し、検査キットなどの資材の調達、陽性者の保護にしっかりと責任を果たすべきです。

(2) 岸田政権による大軍拡

2022年2月24日、ロシアはウクライナに対し軍事侵攻に踏み切りました。岸田首相は「国家安全保障戦略」など安保関連3文書を閣議決定し、防衛力を抜本的に強化するとしています。「国家安全保障戦略」の改定は、相手国領域を直接攻撃してミサイル発射などを阻む敵基地攻撃能力(反撃能力)の保有と、軍事費もGDP比2%にすると明示し、軍事費は23~27年度の5年間で43兆円程度、27年度予算8兆9,000億円程度にすると決めました。その財源を復興特別所得税やたばこ税などの増税で賄うことを示唆しています。

軍拡を巡っても歴代政権は「軍事拡大にならない」ことを国防の基本方針として、軍事費の目安をGDP比1%としてきました。ロシアによるウクライナ侵攻を口実に大軍拡へ突き進もうとしています。

(3) 政府と財界が一体となった労働者攻撃

「格差や貧困」を広げたのが1990年代から始まった労働法制の規制緩和です。不安定な非正規雇用が4割を占めワーキングプアが激増しました。2023年2月27日、非常勤労働者が増えるきっかけと言われる報告書を1995年にまとめた日経連元常務理事の成瀬氏が、雇われて働く人の4割近くを非正規が占める現状に「今ほど増えるとは思わなかった」と証言しました。約30年の時を経て日本の賃金停滞へとつながっており、非正規の急増に歯止めを掛けなかった経営者に対し「人間を育てることを忘れてしまった」と警鐘をならしました。これに対し、経団連の十倉会長は、「当時と違って働き方

は多様化しており、望んで非正規労働に就いている人も多い。大事なことは不本意な形で就いた人を正社員化できるようにすることと、同一労働同一賃金を徹底していくことだ」と述べた上で、非正規が雇用の 4 割近くを占める現状に改善の余地はあるとの認識を示したものの「ゼロにするのがいいとは思わない」と非正規労働をなくすべきではないとの考えを強調しました。まともな雇用を破壊し、社会保障を削減し、不公平な税制を広げ、地域を支えてきた農業を破壊してきたのが「新自由主義」です。誰もが安心して暮らせる社会の実現こそが、日本経済を立て直すために政治が責任をもって対応することが求められます。

（４）増え続ける社会保障への国民負担

年金、医療、介護など社会保障の負担増・給付削減も貧困と格差を広げました。しかし、来年度予算案には、75 歳以上の医療費の窓口負担を 2022 年 10 月から 2 倍化され、2022 年度は、1648 自治体中 457 の自治体が国民健康保険料を引き上げました。骨太方針 2022 では、国保財政への一般会計からの繰り入れ早期解消として、来年度も引き上げようとしています。12 月 21 日に財務省と厚生労働省は、社会保障費を約 1,500 億円圧縮することで合意しました。国民負担額と給付削減で捻出するとし、物価高騰にあえぐ国民への更なる負担増を強いることは断じて許すことはできません。

2023 年 1 月 6 日、厚生労働者の発表の毎月勤労統計調査で、2022 年 11 月分の現金給与総額は 28 万 3,895 円で 11 カ月連続の上昇となりましたが、物価高を反映した実質賃金は前年同月比 3.8%減少と 8 カ月連続のマイナスとなりました。

（５）労働法制をめぐる動き

11 月 8 日に閣議決定された第二次補正予算案の 29 兆 861 億円のうち、賃金引上げ関連予算は 1 割未満にとどまっており、政府の「経済総合対策」では、ジョブ型雇用の普及、職務給の採用など、雇用の流動化と不安定化、相対的賃下げなど格差を拡大する方向です。7 月に男女賃金格差の把握と公表が企業に義務付けられ施行され、各企業の議場年度の 3 カ月以内に公表しなければならず、国・地方自治体も同法に基づく開示を行うことで「女性活躍・男女共同参画の重点方針」で定められています。男女賃金の格差の可視化が進めば、是正に向けた重要な一歩となります。職場におけるジェンダー平等実現のために、セクハラ・パワハラを根絶も重要課題といえます。ILO ハラスメント禁止条約が採択された時には、政府も賛成しましたが、いまだに批准されていません。先進国で唯一ハラスメント行為の禁止規定がないのが日本だけとなっています。一刻も早くハラスメント禁止条約を批准し、法律にもハラスメント禁止を明記することが国際社会の常識となっています。

3. 日本経済をめぐる情勢

日本の労働者の賃金は、「失われた 30 年」で下がり続けています。アベノミクスによる異次元金融緩和で円安と消費税の 2 度にわたる増税と 10%への倍増で疲弊した経済に長期にわたる新型コロナウイルスの感染拡大が襲い、感染対策の遅れから経済への影響は深刻な状況となりました。そして 2 月 24 日のロシアによるウクライナ侵攻が追い打ちとなり物価は高騰し、国民の生活はさらに苦しさを増しました。

物価高騰が国民・労働者の生活を直撃しています。2022 年の 1 年間で値上げされた食料品は約 2 万

800 品目に及んでいます。10 月の消費者物価指数の調査対象 522 品目のうちおよそ 80%が上昇しました。消費者物価は、8 月に 31 年ぶりの大幅上昇となり、10 月には 40 年ぶりの大幅上昇で、今後さらに上昇することが予想されます。

2023 年 3 月 1 日、2022 年 1 月から 12 月の生活保護申請が前年比 0.8%増の 23 万 6,935 件と 3 年連続で増加したことが厚生労働省の統計で分かりました。長引くコロナ禍に物価高騰が重なった影響とみられます。

異次元金融緩和で円安と株高へ誘導し、輸出大企業と投資家の利益を増大させてきた日銀は「政策を変更することは全く考えていない」（黒田日銀総裁）と表明していました。衆院は 2 月 24 日の議院運営委員会で、政府が次期日銀総裁として提示した植田氏に対する所信の聴取と質疑を行いました。植田氏は金融緩和政策を継続する必要性を表明し、日銀が「世界でもまた歴史的にも大規模な金融緩和を実施してきた」として「デフレではない状況を作り上げた」と述べ、日銀が実施してきた異次元の金融緩和を評価しました。植田氏は「2%の物価安定の目標実現にとって必要かつ適切である」と強調。「物価上昇 2%」の実現は「持続的、安定的に達成するまでにはなお時間を要する」としました。金融緩和政策を見直す「出口戦略」を巡っては「2%を見通せる状況が見込まれば、金融政策の正常化に踏み出せる」と述べました。植田氏は「安定的な物価目標を達成するという金融政策の必要から実施している」と述べるにとどまりました。日銀法が定める「物価の安定」という日銀本来の任務を果たせない危険が益々高まっており、大企業と投資家に奉仕する政治を転換し、国民生活を支援して不況を打開して物価上昇の暗雲をとり払う必要があります。

4. 東京都をめぐる情勢

新型コロナウイルス感染症の対応について「コロナとの長い闘いは、攻めと守りの対策で、感染を止める、社会は止めない」との感染防止対策と経済活動を同時に進める方針に転換しました。ロシアによるウクライナ侵攻に対しての都政の課題は、エネルギーの安定的確保を挙げ、「サステナブル・リカバリー」の実現、真に持続可能な都市を実現するとしています。都知事自らを本部長とする「エネルギー等対策本部」を立ち上げ、気候変動対策と産業政策の 2 つの視点から、国や大企業とも連携して施策を強力に推し進めるとしています。省エネ家電への買い替えを促す東京ゼロエミポイントの対象拡充、各家庭における電力消費量を「減らす」自助努力を強化する一方、国際競争力の強化の水素普及を加速し、真の水素社会の実現に向けた基盤づくりを推進するとしています。

新型コロナの感染防止対策は、3 回目のワクチン接種者を対象に「もっと Tokyo」を開始し、ワクチン接種の加速と都内観光の振興を両輪で進めるとしています。

都市直下地震等の新たな被害想定は、「10 年前から被害想定が減少する一方、人口構造や住環境等の新たな課題が増し、不断に備えを講じつつ、時間軸ごとの被害様相なども生かしながら防災対策を講じる」とし、自助・共助・公助の強化が絶対的条件としています。

「シン・トセイ」の加速では、事業展開のスピードをさらに加速させ、高度な専門性を有するデジタル人材を「東京デジタルアカデミー」で育成、都庁のみならず、区市町村も含めた東京全体の DX 推進につなげる計画です。また、東京のバージョンアップ、「東京ベイ eSG プロジェクト」など、再開発事業に意欲を示しています。

小池知事は、「東京 2020 大会」は、「史上最も準備が整った大会」と組織委員会の総括と同じ内容です。大会を象徴する新競技の新たな拠点「有明アーバンスポーツパーク(仮称)」は、民間活力を生かし

た整備を進める方針です。

2020 東京オリ・パラの汚職が次々と暴かれています。開催前から不透明な金銭のやりとりが指摘され、招致委員会がコンサルティング企業に支払った金銭が IOC メンバーへの裏金として渡った疑惑で、当時の JOC 武田会長はフランス当局の調査の後で、辞任しました。オリンピックは巨額の国家予算・税金を使ったイベントです。スポンサー企業との金銭の流れは、税金を源泉としたイベントを巡る利権争いの贈収賄事件となり重大な問題です。

東京都は、関係した神宮外苑の森周辺事業など都民から反対の声が上がる開発がレガシーとしてすすめられています。小池知事はこのことをしっかりと受け止め、反省するべきです。

東京都は 1 月 27 日、2023 年度予算案を発表しました。一般会計の予算規模は 8 兆 410 億円で、前年度に比べて約 2400 億円増加し、過去最大の予算規模となりました。都税収入は、法人二税の増加など、6 兆 2010 億円、約 5200 億円の増加となりました。東京都の豊かな財源を活用して、都民のいのちとくらしと営業、持続可能な社会づくりを実現することを求めています。

5. 労働分野をめぐる情勢

(1) 賃金・労働者の生活状況

日本の賃金は生計費原則によらず、1997 年以降下がり続けています。EU 加盟国における一般労働者の平均賃金中央値の 45%程度の水準にとどまっています。一方で資本金 10 億円以上の大企業は内部留保を増やし続け、500 兆円を超えています。2021 年度の企業の儲けは、コロナ禍のなか過去最高の 80 兆円となり、2022 年度の一般会計税収は 68 兆 3,500 億円余りと、過去最高となりました。内部留保への課税で賃金が上がる仕組みづくりや全国一律最低賃金 1,500 円の実現などが必要です。世界の多くの国が、消費税引き下げなどの対策を講じています。ドイツ・フランスでは、最低賃金が 2022 年 3 回に渡り引き上げられており、日本でも生活改善につながる経済対策が求められています。コロナ禍の下、大企業は円安の恩恵を受け、賃上げに回さずため込み、国民や労働者がコロナ禍や物価高に苦しんでいる今だからこそ、大企業は内部留保を労働者に還元するべきです。

1 月 17 日に発表した日本経団連の「2023 年版経営労働政策特別委員会報告」は、賃上げの必要性を掲げながら、各企業が自社実績に適した対応を行う「賃金決定の大原則」に則って検討する方針に変わりはないとして、個別企業内の業績に基づく人件費管理にこだわっています。「賃上げの必要性」の主張とは裏腹の自己矛盾に陥る報告となっています。

日本の労働者の所得水準は、先進国の平均値より下回り、経済協力開発機構(OECD)加盟国中 22 位と韓国の 18 位より下位となっています。OECD 加盟 35 カ国中 22 位の日本の平均賃金は約 447 万円ではなく、韓国の約 477 万円や OECD 加盟国平均約 559 万円を下回っている状態です。当然ながら、賃金の伸びは低く、OECD データの 1990~2020 年までの賃金は対照的に、日本は過去 30 年間に渡り低迷しています。この間米国の賃金は 148%、OECD 全体では 133%上昇しています。日本は僅か 107%で、30 年間でわずか 7%しか増えていません。

労働者の賃金総額のピークは、1997 年の月額 37 万 1,670 円であり、その水準に戻すためには 2022 年の名目賃金を 11.4%、45,513 円引き上げる必要があります。またその水準を達成させるために

は、不払い労働の根絶や非正規雇用の正規化、全国一律最低賃金制度の確立、最賃 1,500 円以上への引き上げを行うことが求められています。

(2) 働くルールとディーセントワークの確立

1) 人間らしく働くためのルール

厚生労働省の「過労死等防止対策白書」(2022 年 10 月 21 日)では、もともと長時間労働が慢性化していた業種で働く人たちの負担がコロナ禍でさらに過重になっています。

「働き方改革」で罰則付き残業規制の例外とされた職があることや、公務職場では労働基準法第 33 条 3 項の「公務のために臨時の必要がある場合」を口実に、過労死ラインを超える働かせ方をしている実態があります。

実効ある「36 協定」の締結や勤務間インターバル制度を求め、ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を実現し、8 時間働いて人間らしく暮らせる社会、誰もが仕事に誇りを持って安心して働き続けられる社会、格差と差別をなくす社会に向けて、大きな共同の運動をさらに広げていくことが重要です。

2) 長時間過密労働の実態とインターバル規制

日本の労働者の労働時間は年間 2021 時間と、ドイツ(1,652 時間)やフランス(1,425 時間)、イギリス(1,697 時間)に比べて年間 300~600 時間も長く、過労死を生む異常な長時間労働が問題となっています。厚生労働省「毎月勤労統計調査」では、2020 年度の 1 人平均総実労働時間は 1,680 時間となり、前年度を 52 時間下回り、一般労働者も 55 時間減とこれまでにない減少幅となりました。コロナ禍の影響の反映だと考えられます。

長時間労働の慢性化、少子高齢化による労働人口の減少、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の賃金格差、有給取得率の低迷、育児や介護との両立など、働く人のニーズの多様化などの問題から、「働き方改革関連法」(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律)が 2018 年に改正されました。しかし「働き方改革関連法」は、残業時間の罰則付き上限について、特別の事情がある場合には、「月 100 時間未満」「2~6 カ月平均で月 80 時間」「年 720 時間(休日労働を含めると 960 時間)」とし、過労死水準の長時間労働を法的に容認しています。

医師については 2021 年 5 月、年 1,860 時間(過労死ラインの約 2 倍)の時間外労働を容認する医療法改悪が行われました。異常な長時間労働にお墨付きを与え、過労死を促進するものです。

残業時間の上限は、例外なく「週 15 時間、月 45 時間、年 360 時間」とし、連続 11 時間の勤務間インターバルを実現させていくことが重要です。

3) 不払い残業を助長する裁量労働制

労働時間法制の例外規定である裁量労働制は、労働者に裁量を与えると誤解されがちですが、裁量労働制とは、業務の性質上一定の裁量を持って働いている労働者について、実労働時間とは異なる「みなし労働時間」を働いたものとして、時間外労働をしても割増賃金を払わないことを認める制度です。

昨年 12 月 27 日の厚労省第 187 回労働条件分科会で、使用者側委員は「課題開発型提案業務、PDCA 型業務は現行法の解釈で対象業務になりうるということが明確になった」との誤った解釈を発言。そ

のことを事務局が指摘や訂正をしないまま押し通してしまいました。1月17日の「経労委報告」は「現行規定出使用者側が求めた対象業務への裁量労働制適用は可能」と広報し、28日の日経新聞は「労側も反対せず」、複数の委員と厚労省幹部が「認めるとの意味」と取材に答えたと報道し、使用者側の違法の既成事実化に加担し周知を図る動きに踏み込みました。2月14日に開催された労働条件分科会で、厚労省事務局並びに厚労使三者委員は「働き方改革関連法案から削除された課題開発型提案業務、PDCA型業務を、裁量労働制の対象業務とするには当然法改正が必要との認識」と確認しました。しかし、厚労省並びに労政審は、マスコミの誤報道を非難しただけで、使用者側委員を含む審議会の過った対応などに目をつぶったままで、「経労委報告」が違法な解釈を拡散させ続けていることへの対応も果たしていません。

東京都は、2021年11月に「2022年度国の予算編成に対する東京都の提案要求」のなかで、「1年単位の變形労働時間制」を地方公務員にも活用できるように、地方公務員法の改正等を行うことを国・総務省に要請しています。

今後、自治体や民間企業などすべての職場でも、労働者の同意なしに不利な内容を使用者の都合で決められる制度に道をひらく危険性があり、更なる運動の強化が求められています。

(3) 労働者のくらしを守る社会的な賃金闘争

1) 最低賃金引き上げ・全国一律最賃制確立の取り組み

最低賃金は、「健康で文化的な最低限度の生活」にふさわしい賃金でなければなりません。今の水準ではフルタイムで働いても生活ができない状況です。コロナ禍では、雇用や中小業者の経営に深刻な影響を及ぼし、特に女性と青年、非正規労働者へのしわ寄せが集中しました。

新型コロナの蔓延と後手後手の対策によって中小企業の被害が深刻化しています。安倍・菅政権下で無担保・無利子の融資（借金）が実施され、その返済が始まります。コロナ禍で経営がマイナスの影響を受けた中小企業の倒産が後を絶たず、大企業による下請・関連企業の切り捨てやコスト削減の押し付けも懸念されています。

最賃引き上げでしか賃金が上がらない労働者の割合が増えています。貧困と格差の解消に、最賃引き上げは社会的にも重要な運動目標となっています。「全国一律1,500円以上」の要求が大きく注目を集めていますが、全国加重平均961円、東京で1,072円では遠く隔たりがあり、早期実現に向けて運動を強化しなくてはなりません。全労連「最低生計費試算調査」では、25歳の青年が普通に一人暮らしをするための費用は最低でも月額22～25万円、時給1,500円以上であり、その金額は都市部や地方も変わらないとしています。

最低賃金は法律上、自治体職員には適用されないものの、最低生計費などに基づいて決められることから適用を求めていく運動が求められています。

2) 地域経済の好循環に繋がる公契約条例制定の取り組み

公契約条例は、公共工事や委託業務の労働者の賃金・報酬下限額を設け、自治体・受注者の責任等を契約事項に加えることを定めた条例です。

目的は「公務・公共サービスの質を確保する」「公正な競争を確保する」ことにあり、公務・公共サービスの質を確保するためには、働く労働者の労働条件の整備が不可欠です。自治体発注の入札での賃金引き下げ競争に歯止めをかけ、良質な仕事をする地元企業の受注を促し、税金が地域経済に有効に活用されることを目指す仕組みです。

公契約条例は中野区と北区で「規制型」を可決し、これで都内 13 自治体に制定されました。墨田区では、一度「理念型」の区長案が提案されたものの、地域の運動で、「規制型」に戻す動きをつくり出し、再検討に入っています。台東区でも、6 月 10 日に第 2 回定例区議会で、「公契約条例制定に対する区の考え方について」（自民）の質疑が行われ、服部区長は労働報酬下限額を持つ条例制定を進めるとし、関係団体との協議を深めることを表明しました。公契約条例のある自治体は、中野区と北区を加えると都内で 35%を超えています。

公共工事や委託労働者の賃金・報酬水準を守り、ダンピング受注を排除するなど、公務・公共サービスの質を確保し、地域の活性化をはかっていくために、公契約条例制定の運動が求められています。

6. 社会保障や教育等、国民生活をめぐる情勢

(1) 2023 年度予算案と国民生活

2023 年度予算案は、「安保 3 文書」にもとづいて、5 年間で 43 兆円という大軍拡を進める初年度予算であり、軍事費は来年度以降の軍事費に充てる「防衛力強化資金」（仮称）への繰り入れを含めて、前年度比 4.8 兆円増の 10.2 兆円で、歳出総額 114 兆円の 9%、歳出増加額 7 兆円の 7 割に上る異常な軍拡予算となり、そのために暮らしの予算が犠牲にされました。

社会保障費は、医療費の削減と負担増、雇用対策費の削減によって 1500 億円も圧縮され、年金給付は実質削減となります。中小企業予算、農業予算も連続の削減です。軍事費の倍増ばかりが優先され、岸田首相が掲げた「子育て予算倍増」は、まったく増額されていません。国立病院などの積立金や、コロナ対策資金の一部まで、「防衛力強化資金」の財源に充当するとしています。物価高騰が国民を苦しめている最中に、暮らしの予算を削って軍事費につぎ込むというものです。しかも、数年後からは、復興特別所得税まで軍事費に流用し、国民に軍拡増税を押し付けることも想定されています。

物価高騰やコロナ危機への対応はまったく不十分なうえ、国会にはからず政府が勝手に使用できる予備費 5 兆円を計上するという財政民主主義に反する手法が今回も繰り返されています。

岸田首相が掲げる「新しい資本主義」の正体も、ますます明らかとなり、富裕層優遇の象徴とも言える「1 億円の壁」の是正は名ばかりです。「GX（グリーントランスフォーメーション）経済移行債」を 1.6 兆円発行するとしています。原発維持を目的とした「次世代革新炉」などへの投資も想定されており、環境対策の名に値いしません。

(2) 社会保障各分野ですすむ制度改悪

1) コロナ禍で明らかになった医療・公衆衛生体制の脆弱さ

この間保健所を縮小してきた公衆衛生体制は、保健師の増員を掲げるものの、人材育成が進まず、業務の外部化が進行しています。

政府は、5 月から新型コロナウイルス感染症の扱いを 2 類相当から 5 類とすることを決めました。5 類に移行すれば、行動制限や入院勧告などができる法的根拠がなくなります。

岸田政権は 5 類への移行の際、医療の公費負担を段階的に見直す方針を明らかにし、ワクチン接種や、患者の入院・外来診療、検査などでの国民負担増が懸念されます。医療費の負担増によって

受診控えが広がれば、患者の命と健康にかかわるだけでなく、感染拡大を抑制する上でも大きなマイナスとなり、医療現場からは公費負担を縮小することに強い懸念が相次いでいます。

政府は5類移行後、コロナ患者に対応する医療機関の制限をなくすため、受診できる医療機関が増えるとしています。しかし、コロナに対応する医療機関を支える補助金の削減・廃止をすすめるなど、医療体制強化に逆行する動きを強めています。

入院調整に保健所や自治体が関わらなくなるため、入院先の確保が一層困難になるとの不安は消えません。公的な支援から手を引き、現場に負担を強いることなどあってはなりません。

2) 地域医療構想と公立・公的病院の再編統合

高齢化が激しく進む東京都では、急性期の集中した治療後に在宅に復帰するまでの病院(リハビリテーション病院や療養病床を持つ病院)や長期ケアを提供する介護施設等が不足しています。

東京都の保健医療計画等では、都内の急性期病院・病床を減らしてリハビリテーションや療養を受け持つ病院・病床を増やしていく方針で検討が続いています。これに基づき都内に13カ所ある二次医療圏ごとに設置された地域医療調整会議で議論をすすめ、病床種別ごとの病床数を定量的に定めていく方針です。

また、政府は、医療費抑制と医師不足を理由に、全国の440の公立・公的病院に対して病床削減・再編統合を求めています。東京都でも都立神経病院、区立台東病院など9病院が指名されています。しかし、それぞれが地域・住民になくてはならない病院であると、医療圏ごとの地域医療構想調整会議でも確認されており、再編・統合は中止すべきです。

3) 生活保護をめぐる動き

度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による休業等の自粛要請で、企業等の経営悪化から失業者が増えており、生活保護相談は増えていますが、自治体による「水際対策」によって申請は微増です。

2022年の生活保護の申請件数は23万6927件で、前年と比べて1850件(約0.8%)と増加は3年連続です。物価高騰に加え、コロナ禍の経済的な支援策が終わり、支援金の返済が始まったことも件数を押し上げていることが考えられます。申請の推移をみると、1~4月は前年同月と比べて減少が続きましたが、5月には10.6%増と急拡大し、その後も11月まで7カ月連続で前年を上回っています。生活保護の利用を新たに始めた世帯数は計20万8532世帯で前年より約0.8%と微増です。

業務量が増える中でもケースワーカーの増員を実現させることは、けっして、容易なことではありません。ケースワーカーに会計年度任用職員を配置する自治体もでており、本来正規職員が担うべき職務を肩代わりされていることは問題です。その一方で、生活保護の支援団体などの声に押されてケースワーカーの増員を実現した自治体もあります。

政府は、2019年に生活保護業務の委託を可能とする「生活保護におけるケースワーク業務の外部委託化」を示し、すでに、中野区では、高齢者の訪問業務の一部を委託しましたが、偽装請負などが指摘されています。

4) 介護保険制度の大幅な後退~公的責任から自己責任へ

2000年から始まった介護保険制度は、この20年間、度重なる制度改悪で保険給付の範囲が次々

狭められ「保険あって介護なし」の制度に限りなく近づいています。

2021 年から始まった第 8 期の東京の介護保険料は全都加重平均で月額 6,080 円と第 7 期より 2.90%の値上げとなり、第 1 期から約 2 倍に引き上げられました。

制度発足以来、保険給付縮小の中でも、「全世代型社会保障検討会議」で提示された介護保険給付の改悪項目は、①利用料 2 割・3 割負担の対象拡大 ②要介護 1・2 の保険給付③ケアプラン有料化 ④相部屋（多床室）の室料有料化 ⑤介護保険料の支払い年齢引き下げ ⑥福祉用具貸与制度の販売（購入）への転換 ⑦補足給付の在り方の 7 点です。

介護改悪に反対する各団体は、署名に取り組んできた結果、厚労省は介護改悪関連法案を通常国会に提案することを断念せざるを得ませんでした。従って、法改定を伴う要介護 2 までの生活援助の保険外し、ケアプラン有料化といった改悪を第 9 期から実施することが出来なくなりました。また、それ以外の多床室の有料化や利用料 2 割負担の所得基準の見直しなどについては、今年 4 月に行われる統一地方選挙での争点化を避けるために、選挙後に検討、結論を得るとして第 9 期からの改悪実施が依然として狙われています。その後のたたかいはますます重要となります。

介護職の有効求人倍率が全国平均で 4.2 倍（全職種平均 1.45 倍）、とりわけ東京では 7.23 倍（全職種平均 1.81 倍）と異常な状態が継続しています（2019 年）。介護職員は全国で約 22 万人、東京都で約 1.2 万人不足、2025 年には全国で約 32 万人、東京で約 3.5 万人不足すると予想されています。国や都はこうした予測をしながら、一向に有効な手立てを取ろうとせず、「ロボットや ICT の活用による介護現場の生産性の向上で人員配置基準の引き下げ」「保険外サービスの活用」に傾倒しています。

5) コロナ禍の障がい者施策

地方自治体独自に障害者を対象とした特別定額給付金の上乗せや、事業者支援給付金の創設なども相次いでいます。都道府県・市町村とも、新型コロナウイルス感染症対策経費で基金の取り崩していることから、今後の施策への影響にも注視が必要です。

介護保険制度を中心に社会保障費の支出抑制が徹底されてきましたが、障害者福祉関連予算は「基本合意」や「障害者権利条例」との関係から、他の社会保障分野と比べて一定拡充されてきました。このことを重く見ているのか、財務省は 2020 年秋以降、障害者福祉の予算伸びを明確にけん制するようになりました。就労移行支援事業や放課後等デイサービスなどをやり玉とした前回の報酬改定は、こうした政府と財務省の意向を受けて進められています。

子ども家庭庁設置が 2023 年 4 月にスタートします。障害のある子供に対する支援は、子ども家庭庁に移管されます。「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針」の中には、「保護者が子育ての第一主義的責任を果たす」という表現も記されています。これまでの「自助・共助」の流れを考えると、子育てへの公的責任を回避しようとする従来からの姿勢が見えてきます。

6) 保育、子どもをめぐる動き

①少子化による定員割れ問題

17 年に 2 万 6 0 8 1 人だった待機児童は、2022 年 4 月 1 日時点で 2 9 4 4 人と 9 割近く減少しています。東京都においては、NHK が認可保育施設の定員割れを調査したところ、0 歳児で「53%」、1 歳児では「31%」、2 歳児では「40%」の施設で、「定員割れ」が起きていました。定員割れへの各

区の対応はさまざまで、千代田区や渋谷区や足立区などは施設に補助金を出すとする一方、港区では、定員を削減して受け皿を縮小させています。

②保育所における配置基準の問題

国の保育士配置基準は0歳児以外では50年以上も保育士の配置基準を見直していません。そのため、自治体が独自の加算基準を設けているものの、公立保育所では欠員状態が続いている区市も多くある上、新規採用職員の募集をしても定員に満たないという今までは考えられない状態が発生しています。このため、保育現場は常に余裕が無いという状況です。また、民間保育所では、園の側が増えた人件費を負担したり、保育士1人あたりの手取りを減らしたりするなどして、ギリギリの経営を余儀なくされている保育所は少なくありません。

子どもや保護者、そして保育士が信頼関係を構築し、安心安全な保育を行うためには、現在の配置基準では成り立たないと、今、全国的に配置基準を見直す運動が起きています。東京でもより一層、運動を前進することが重要です。

③保育所における不正受給、弾力運用の問題と指導検査について

2022年8月、大手保育事業の「グローバルキッズ」が豊島区など都内区部の16の保育施設で保育士の人数を水増しして区側に報告し、5区で約1600万円の運営費を不正に受給していました。運営費に関しては、人件費や設備費の流用を可能とする「弾力的運用」に問題があります。国は運営費の約8割を保育士らの人件費と想定していますが、事業者が保育士の賃金を低く抑え、事業拡張などの資金に回す例も少なくありません。

このような事態を未然に防ぐのが行政による「指導検査」です。東京都の場合、実地検査を行ったのは、約3,000施設ある認可保育所のうち2019年度で2,0%、コロナ禍の2020年度は4.3%にとどまっています。

行政による監査は、子どもを守り、適切な保育を行うために不可欠な仕組みであり、今回の提案に強く反対するとともに、厳格な監査の実施と丁寧な指導を行う行政組織の体制強化求められます。

④公立保育所をめぐる問題

ここ20年で公立保育所の施設数は3分の2に、定員数は4分の3に減少しています。その一方で、少子化の進行はコロナ危機によってさらに加速し、2025年には保育施設の定員が入所希望者を上回ると想定されています。厚生労働省が「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」のとりまとめ、自治体に対して公立保育所の廃止や縮小を促すかのように記述になっています。廃止・民営化の流れはさらに加速すると懸念されます。

⑤保育士の処遇改善の問題

今回の処遇改善は公立保育所の職員も対象でしたが、全国の公立保育所の中でわずか27.2%しか処遇改善を実施しておらず、多くは会計年度任用職員のみでした。民間の職員の多くが9000円に届かず、公立ではほとんど実施されなかったのは、運営費のあり方などの問題、判断を施設や自治体に委ねる設計の問題など、国に責任があることは明らかです。

7. 行政改革と一体ですすむ「デジタル化」

デジタル庁は、「目指すべき社会の実現に向けた重点政策」として、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2022年6月)に公表しました。計画は、DXを進めなければ、社会課題の解決ができないという考えのもと、データは「知恵・価値・競争力の源泉」であり、「課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付け」ています。つまり、住民データの収集と利活用が国家的に最重要な取り組みとしています。

さらに、「官民がデジタルファーストの原則を業務の進め方を含め徹底」すれば、社会全体の生産性向上と、「データを活用した政策決定」や「官民のデータの流通・活用を通じて社会の効率化や創造性を高め、結果として、国民一人ひとりやライフスタイルに合ったサービスが提供される豊かな社会、継続的に力強く成長する社会」になるとして、デジタル庁は DX が、日本が直面する社会課題の解決を進める「魔法の杖」であるとしています。

デジタル庁統括官の楠正憲氏は、自治体戦略 2040 構想について、「従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できるよう『スマート自治体への転換』と、これに向けた『情報システムや申請様式の標準化・共通化の推進』が提言されました。(中略) 20 業務システムの標準化につながってきたわけです」と語ります。つまり、自治体 DX とは、自治体職員を現在の半数にしても、行政が回るためのシステム作りであると言えます。自治体 DX によって職員定数削減をすることがないよう対策が求められています。

自治体は標準化法に基づいて、自治体の 20 の基幹業務の統一・標準化を進めており、2025 年度末までに完了させる計画を進めています。春闘共闘会議が実施する今年の自治体キャラバンでは、23 区の 97% が自治体 DX 推進計画を策定していました。DX を指揮する、CIO (Chief Information Officer・情報監) と CIO 補佐官には民間企業出身者を登用しているのは 70% を超えていました。デジタル庁は、自治体 DX を進める「上位レイヤーは民間の活力・創意工夫を最大限発揮する」としており、自治体 DX によって自治体と民間の一体化が進められようとしています。

個人情報保護法の改正によって、自治体が定める個人情報保護条例の改正と、個人情報保護協議会等の自治体における住民情報保護の機構の姿が変わろうとしています。

自治体 DX の狙いは、住民・行政情報を全国共通規格化し、国が作成を進めるガバメントクラウドに集約させ、利活用することを目指しています。自治体業務は自治体独自の基幹業務システムから、ガバメントクラウド内で提供されるアプリケーションを利用していくことになります。データとなった住民情報の保護から、ガバメントクラウドによって自治体業務はどのように変化するか、注視していく必要があります。

自治体キャラバン 19 では、23 区と三多摩の自治体 DX 推進体制についてアンケートで現状を聞いたところ、23 区の 96% (22 区) が DX 推進方針を作成し DX 推進担当部署は全区が設置していました。また、外部人材の登用は 70% (16 区) が採用していました。

統一・標準化にともなう課題では、23 区では 95% が、国の補助金が不足していると回答しており、区の持ち出しは数十億円規模に上っていることが明らかになりました。

東京都は自治体 DX を進めるため機構として、GovTech 東京を 2023 年に立ち上げるとしています。GovTech 東京は、民間籍を有した人材を中心に民間給与水準の報酬を支給するとしています。都は東京都の DX を進めるだけでなく、区市町村にも GovTech 東京から CIO をはじめとする人材を派遣し、「行政と民間が共同して斬新でイノベティブなサービスを生み出す」としています。自治体 DX を通して、自治体と民間 ICT 企業との一体化が進んでいます。

東京都は民間籍を有した特定任期付職員制度を創設を狙っており、民間人材が東京都の課長・係長級の職員に就こうとしています。民間籍を有した人材は DX 人材にとどまらず、他の職場においても登用することを狙っています。

自治体 DX を進めるための人材確保に乗じた民間人材登用を認めれば、任期の定めのない常勤職員による公務の運営の原則が崩れかねません。また、利害関係を有した民間人材が登用されれば、特定企業

の利益誘導が行われる恐れがあります。

8. 組合員をめぐる状況

(1) 緊急事態に耐えうる十分な人員体制の確立

新型コロナ危機により、自治体職場では、疲弊した職場体制が継続し、応援体制なしには業務が成り立たない状況となりました。また、感染対応に直接関係する保健所や病院職場、各種給付を行う窓口などでは、業務量に見合うだけの人員体制がとれず、残業や休日出勤を余儀なくされています。

各自治体では、「臨時の必要」が拡大解釈され、労働基準法 33 条 3 項を適用した過労死ラインの働き方が続いており、直ちに改善することが求められています。

全国の地方公務員数は 1994 年 328 万人、2021 年 280 万人（総務省調査）へ大幅に減らされ、自治体「構造改革」による職場体制が縮小させられた結果、各職場での長時間過密労働に繋がっています。また、正規職員が削減される一方で、低賃金で働く非正規職員が大幅に増え、現在は会計年度任用職員として行政運営に欠かせない存在となっています。総務省は昨年 12 月に「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの修正等について」通知を発出し、国は公募によらない任用の原則 2 回を限度に努めるとしつつ、自治体では平等取り扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情などに応じつつ、適切に対応されたいとし、地域の実情によって国と異なる対応を認めています。3 Tアクションで広げてきた会計年度任用職員との繋がりをいかし、雇止めとの闘い、賃金労働条件の改善、組織化をすすめる必要があります。

各単組・局支部では、職員の要求を職場で共有し、職場の力と労働組合の団結で解決することを追求してきました。緊急事態に耐えうる十分な人員体制を確立し、住民のための自治体業務の拡充をめざし、組織拡大と職場要求実現を車の両輪として運動を進めていきます。

(2) 「働くみんなの要求・職場アンケート」の結果から

昨年を上回る組合員、自治体・公務公共労働者の取り組み参加をめざして取り組んだ結果、17 単組、5 局支部などから自治体正規職員(再任用・再雇用含む)11,243 人、会計年度任用職員 5,029 人、外郭関連団体職員等 419 人、委託・派遣 82 人の方など 16,959 (昨年 18,590) の集計を行うことができました。全体集計に間に合わなかった回答を合わせると 17,022 人(昨年 18,615)となりました。

「生活実感」では「かなり苦しい」「やや苦しい」を合わせると 50.3% (前年 44.2%) で半数以上が苦しいと感じています。

家庭に必要な加算額では加重平均で月額 44,090 円(前年 41,573 円)と昨年よりも 2,517 円上昇しています。

月額の賃上げ要求の加重平均額は 26,895 円(前年 23,511 円)、時間給の賃上げ要求の加重平均額は 174 円(前年 153 円)、月額換算 27,840 円(24,480 円)と前年に比べ要求額が上がっており、物価上昇によって実質賃金が低下している情勢の下で賃上げが切実な要求になっています。

6 月の 1 ヶ月間の残業時間では、「45 時間以上」の超過勤務者が 490 人、その内過労死ライン「80 時間を超える」は 102 人、平均残業時間は、14.0 時間となっています。また、職場の人員についての問いで「不足している」と回答したかたは 10,720 人・63.2%となっています。

不払い残業が「ある」との回答は 5,698 人(33.9%)、平均の不払い残業時間は月 9.89 時間(前年 9.45

時間)となり年換算 15.3 日分賃金不払いで仕事をしている実態が明らかになりました。不払い残業が生じる理由では、「短時間の残業だから」が最も多くなっており、「申請しづらい雰囲気がある」「自分の仕事が遅いため」と続きます。

超過勤務と不払い残業に頼った職場体制となっている状況が考えられます。労働時間の適正な管理と超勤縮減、医師への相談や安全配慮義務に基づく具体的な対策を行うことが早急に求められています。

年休の取得日数は平均で 11.9 日(前年 11.4 日)となりました。また取得日数「0 日」168 人、「0~6 日未満」2,213 人と回答があり、深刻な状況です。

超過勤務縮減、不払い残業根絶、有給休暇の取得率を高めるために、人員増を行い働きやすい職場環境づくりが求められています。

政府に対する要求では、「最低賃金引上げ・全国一律制導入・地域間格差の解消、公契約法・条例制定、均等待遇の実現」が最も高くなっています。「景気・物価対策、中小企業振興」と回答した方は 6.1%(前年 4.0%)と 2.1 ポイント上昇しました。23 春闘では大幅な賃上げ・底上げや社会保障の拡充を求めて、官民一体のたたかいで全ての労働者の暮らしを改善させていくことが重要です。

IV. 運動の基調と重点課題

新型コロナ感染拡大により、自治体と自治体労働者の役割が鮮明になりました。医療、介護、公衆衛生体制の逼迫は、緊急に運営・人員体制など改善が必要であり、自治体においても人員不足により、長時間・過密労働の改善には至っていません。加えて、新自由主義にもとづく「構造改革」路線は、菅前政権から岸田政権に継承され、「デジタル田園都市国家構想」など新たな手法により自治体・公務公共業務を縮小・変質させることも明らかになりました。

こうしたもとで東京自治労連が 2023 年度にめざすべきたたかいは、職場や地域での対話と共同による住民本位の行政の実現、自治体労働者の増員など職場組合員の要求を土台とした取り組み、コロナ禍でも地域住民が安心してらせる政治・経済の実現です。こうしたことをふまえ、運動の基調と重点課題を以下のとおりとします。

<運動の基調>

1. 立憲主義と民主主義を踏みにじる自公政権の暴走を許さず、改憲阻止、平和と民主主義を守り、国民が安心できる政治の実現に向けたたたかいをすすめます。
2. 大企業の社会的責任を果たさせ、大幅賃上げ、賃金底上げを勝ち取り、8 時間働けば誰もが人間らしく暮らせる賃金労働条件の実現をめざし、社会的な賃金闘争の前進に向けたたたかいをすすめます。
3. 安心できる国民生活を保障する社会保障をはじめとした国民的課題、制度政策の実現に向けたたたかいを強め、労働者・国民のいのちと暮らしを守る取り組みをすすめます。
4. 「地方自治の本旨」の具体化に向け、自治体・公務公共関係労働者の役割を強化し、働きがいを広げる「こんな地域と職場をつくりたい」運動を前進させるたたかいをすすめます。

5. 職場活動を基本に、要求実現と組合加入を車の両輪とし、労働組合の確立・強化と増勢をめざし、次世代育成の飛躍的前進に向けた取り組みをすすめます。

＜重点課題＞

1. 安保3文書撤回、戦争する国家への転換阻止、立憲主義回復、核兵器廃絶、平和と民主主義を守り、市民と野党の共闘で国民の要求を前進させる政治の実現に向けたたたかいをすすめます

- (1) 全労連、自治労連、憲法東京共同センターが提起する取り組みをすすめます。市民と野党の共闘前進、立憲主義の回復、国民の要求を前進させる政治の実現に向けて取り組みます。
- (2) 「憲法改悪を許さない全国署名」を引き続き取り組み、職場と地域ですすめます。
- (3) 政府に「核兵器禁止条約」批准を求めるとともに、核兵器のない世界の実現に向けた取り組みをすすめます。
- (4) 日米地位協定の抜本改正、日米安全保障条約の破棄に向けて取り組みをすすめます。
- (5) 「安保3文書撤回」「軍事大国化・増税阻止」で、職場と地域での共同を広げ、宣伝行動や集会などに取り組みます。
- (6) 沖縄・横田などすべての米軍基地撤去、辺野古新基地建設中止、オスプレイの配備・飛行・訓練中止に向けて共同の運動を広げます。
- (7) 憲法が掲げる自由と権利を守り、民主主義の実現に向けて取り組みます。「労働組合の三原則」を堅持し、自治体・公務員関係労働者の政治活動・政党支持の自由を保障させる取り組みをすすめます。あらゆる権利侵害に反対します。

2. 大企業に社会的責任を果たさせ、大幅賃上げ、賃金底上げ、労働時間の短縮など安心して働き暮らせる賃金・労働条件の実現、公務員賃金改善、最低賃金引き上げ・公契約適正化の社会的な賃金闘争前進をめざし、春闘を起点に年間を通したたたかいをすすめます

- (1) 春闘を起点に人事院・人事委員会勧告までのたたかいを重視し、自治体・公務員関係労働者の大幅賃上げ、賃金底上げをめざして取り組みます。
- (2) 東京春闘共闘が実施した東京の最低生計費調査結果に基づき、最低賃金1500円以上、全国一律最低賃金制度の実現に向けて、職場と地域の世論形成や共同行動をすすめます。
- (3) 公共工事・公共調達における自治体の公的責任と事業の質を確保するために、賃金報酬下限額を含む公契約条例制定・拡充をはじめとした公契約適正化の取り組みをすすめます。
- (4) 裁量労働制の適用対象拡大など、労働法制のいっそうの改悪を阻止し、雇用の確保・継続、労働時間短縮など安心して働ける労働条件の確立をめざします。
- (5) 大企業の内部留保を労働者の賃上げや中小企業支援に活用するなど、労働者の賃金、中小企業・下請け事業者の営業を守り拡充する取り組みをすすめます。

3. いのちと健康、暮らし、人権を守るため、社会保障をはじめとした国民的課題での取

り組み前進、制度政策要求の実現に向けたたたかいをすすめます

- (1) 緊急事態に耐えうる医療、公衆衛生・保健所の機能強化、人員など体制強化に向けて取り組みをすすめます。
- (2) 保育、介護、障がい、生活保護をはじめ社会福祉の切り下げを許さず、社会保障制度の拡充を求めて取り組みます。
- (3) 消費税を当面 5%に引き下げ、大企業や富裕層優遇の不公平税制を抜本的に是正し、累進課税強化を求めて取り組みます。
- (4) 原発をなくし、TPP や日米 FTA などの協定からの撤退、災害復興に向けた政府・自治体の施策拡充、民主的な教育の確立をめざして、共同を広げて取り組みます。
- (5) ジェンダー平等の実現、地球温暖化による気候危機対策の強化に向けて取り組みを強めます。

4. 「地方自治の本旨」の具体化に向け、自治体の機能と自治体・公務公共関係労働者の役割を強化し、働きがいのある職場づくり、「こんな地域と職場をつくりたい」運動を前進させるたたかいをすすめます

- (1) 労働安全衛生活動を重視し、職場の環境改善、ハラスメントの一扫、長時間労働や不払い残業の解消などを取り組みます。
- (2) 病院・保健所・窓口職場をはじめとした人員不足を解消し住民のための業務を拡充するため、職場から予算人員要求のたたかいを強めます。
- (3) 地方独立行政法人化された都立・公社病院の再公営化を視野に入れた取り組みをすすめます。
- (4) 「公的サービスの産業化」を推進する業務委託・民営化、指定管理施設化、PPP/PFI 化、「公共施設等総合管理計画」に基づく施設の統合・複合化に反対し、自治体業務の公共性・専門性を堅持し、住民のいのちとくらしを守る取り組みをすすめます。
- (5) クラウドシステムなど住民や職員の個人情報を取り扱う業務委託契約や機器を導入する場合、労働組合への情報提供を行い、協議のうえ導入することを求めます。クラウドシステムによって、住民と職員の個人情報が漏れ出ることがないように、ガイドラインを作成するよう求めます。
- (6) 憲法に基づき仕事のあり方を検証することを基本に、職場と地域で地方自治研究活動（自治研活動）と住民共闘をすすめます。

5. 職場活動を基本に運動を展開し、職場の労働組合確立と強化、増勢をめざした加入拡大、次世代育成の前進に向けた取り組みをすすめます

- (1) 組合加入と次世代育成の教訓をいかし、「要求運動と組織拡大強化は車の両輪」の取り組みを定着させ、単組・局支部と東京自治労連の増勢をめざします。
- (2) すべての自治体・公務公共関係労働者とりわけ会計年度任用職員を視野に、対話活動・職場訪問・懇談会など職場活動を重視し、職場の労働組合組織の確立と強化をすすめます。
- (3) 職場に依拠した活動をすすめる中で、組合加入と次世代育成の取り組みを前進させます。
- (4) 「自治労連関東甲越ブロック青年交流集会(仮称)」、「東京の自治体にはたらく青年交流会」の実行委員会や取り組みに多くの青年を結集し、単組・局支部の青年活動活性化につなげます。取り組みの中で、単組・局支部や東京自治労連の役員体制確立につなげます。
- (5) 自治労連共済の「みんなでつくる・支え合い」共済拡大運動、組合員の「生活応援」労金推進運

動などを軸に、組合加入と自治労連共済・労金加入を一体に取り組む組織拡大をすすめます。

V. 具体的な課題と取り組み

1. 戦争法・共謀罪を廃止し、9条改憲、大軍拡を許さず、平和と民主主義を守るたたかい

(1) 改憲発議を許さず、大軍拡阻止、平和憲法を守る共同を広げる取り組み

- 1) 改憲発議阻止にむけて、「憲法改悪を許さない全国署名」の組合員1人5筆達成をめざし、学習と対話、宣伝を職場・地域で強め、各単組・局支部とともに取り組みます。
- 2) 「東京自治労連憲法闘争本部」を定期的に開催し、戦争法・共謀罪廃止、改憲阻止に向けた情勢や課題を単組・局支部と共有化し取り組みをすすめます。
- 3) 毎月の「9の日宣伝」をはじめとする宣伝・署名、宣伝カーの運行などに積極的に取り組み、憲法を守る運動を広げます。
- 4) 「憲法東京共同センター」に結集し、「総がかり行動実行委員会」の取り組みをすすめます。「憲法東京共同センター2023年の憲法月間」に取り組み、9条改憲を阻止し、要求を前進させる運動を強化します。
- 5) 憲法東京共同センターが加入する「平和、いのち、くらしを壊す戦争準備の大軍拡・大増税NO!連絡会」が提起する請願署名を取り組み、学習や宣伝をすすめます。
- 6) 「5.3 憲法集会」(東京有明防災公園)に単組・局支部とともに参加します。
- 7) 「憲法をいかす自治体労働者東京連絡会(以下「会」)」の事務局である東京自治労連は、東京のすべての自治体労働者・労働組合を視野に入れ、「会」への結集と拡大をめざし、以下の取り組みをすすめます。
 - ① 憲法を守る運動への参加・協力にむけて、都内の広範な自治体労働者・労働組合に対し「会」への入会を呼びかけます。都・区の中立・未批准組織、三多摩の自治体労働組合との共同を重視します。
 - ② 「会」に結集する団体・個人に参加を呼びかけ、都内各地で独自の宣伝行動を取り組みます。
 - ③ 「会」に結集する各団体が対等平等の立場で交流と運動をすすめるため、団体・個人の賛助金による運営を強化します。
 - ④ 情勢にあわせて、時宜にかなった「講演会」を開催します。
 - ⑤ 憲法をいかす自治体労働者東京連絡会第19回総会の成功に向けて取り組みます。
- 8) 自治労連「憲法をいかし守る運動推進本部」に結集し、全国のたたかいを学び、交流し、憲法闘争に活かします。
- 9) 憲法東京共同センター、東京憲法会議、安保破棄東京実行委員会、原水爆禁止東京協議会が呼びかける学習会などに参加します。

(2) 職場・地域から「核兵器廃絶」をめざす取り組み

- 1) 「唯一の戦争被爆国 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」を推進し、職場や地域を軸に「6・9 行動」など宣伝・署名の取り組みをすすめます。
- 2) 「3・1 ビキニデー」の取り組みに参加します。
- 3) 2023年5月、7月に都内で行われる原水爆禁止国民平和行進に参加します。

4) 原水爆禁止 2023 年世界大会（長崎）は、青年層に広く参加を呼びかけ取り組みます。

(3) 米軍基地再編強化阻止、オスプレイ配備撤回、日米安保条約廃棄に向けた取り組み

- 1) 横田基地をはじめ、自衛隊との連携をすすめる米軍基地再編強化に反対し、基地撤去に向けた取り組みをすすめます。また、「横田基地の撤去を求める西多摩の会」が呼びかける毎月第3日曜日の「福生市フレンドシップパーク座り込み行動」に参加します。
- 2) 辺野古新基地建設の中止、普天間基地の無条件撤去を求め、沖縄県民と連帯し運動を強めます。南西地域の軍事化、鹿児島・馬毛島の軍事基地建設に反対してたたかいます。
- 3) 米軍輸送機オスプレイや自衛隊オスプレイの国内配備、低空飛行訓練に反対する運動に取り組みます。横田基地への配備撤回に向け、「オスプレイ反対東京連絡会」に結集し、「オスプレイはいらない！東京大集会（2023年11月予定）」に参加します。
- 4) 日本平和大会（2023年11月4～5日 鹿児島）に参加をよびかけます。
- 5) 安保破棄東京実行委員会などが取り組む日米安保条約の学習と運動に取り組みます。学習資料などのデータを単組・局支部に配信し、機関紙への掲載など活用をすすめます。
- 6) 地域の平和団体とともに、「日米地位協定の改定を求める自治体意見書」の採択を求める運動をすすめます。

(4) 民主主義を守るたたかいや争議団勝利をめざす取り組み

- 1) 基本的人権や民主主義への攻撃を許さず、力を結集してたたかいます。国政選挙での一票の格差是正、比例定数削減反対、小選挙区の廃止など、民意を反映する選挙制度へ抜本的に改革するため、自治労連・東京地評に結集して取り組みます。
- 2) 引き続き不当解雇撤回をめざす JAL 争議など、全労連や東京地評が取り組む争議支援総行動に結集し、すべての争議の早期勝利解決に向けて取り組みます。

2. 実質賃金低下、歴史的な物価高騰のもとでの大企業の社会的責任で大幅賃上げ、賃金底上げを勝ち取り、公務員賃金改善を官民共同ですすめ、8時間働いて普通に暮らせる社会の実現をめざす取り組み

(1) 社会的な賃金闘争の柱として、最賃運動の重要性を職場・地域から、官民共同と取り組みを広げていく

- 1) 最低賃金の大幅引上げ、全国一律最低賃金制度の確立に向けて取り組みます。当面、東京の労働者の賃金は、時間額 1,500 円以上（月額 250,000 円以上）への引き上げをめざし、官民共同での運動を強化します。
- 2) 地域の賃金相場に大きな影響を与える公務員賃金、最低賃金の改善に取り組みます。物価高騰などによる実質賃金低下を改善する賃金引上げをめざします。賃金底上げの取り組みをすすめるとともに最低賃金を下回る公務員賃金については給料表改定を求めます。
なお、2024 年春闘方針については、別途提起します。

(2) 自治体・公務員関係労働者の大幅賃上げと労働条件向上、会計年度任用職員の均等待遇実現をめざし、公務員賃金のあり方に対する社会的合意をつくっていく取り組み

- 1) 春闘期を起点に人事院および人事委員会勧告までのたたかいを重視し、自治労連や東京地評に結集してたたかいを前進させます。
- 2) 東京都内で働く全ての自治体労働者の賃金の底上げをめざし、要求アンケート集約を基に時間額174円以上・月額27,000円以上の賃上げ要求を掲げてたたかいます。
- 3) 三多摩においては、市町村総合交付金の経営努力割等を理由とした都並給与体系への低位平準化を許さず、三多摩協議会を軸にして各自治体のたたかいの交流など、運動の前進に向けて必要な対応をすすめます。
- 4) 職場・地域間の格差を拡大・固定化する地域手当の矛盾や人材確保への悪影響などを明確にし、地域手当の本俸繰り入れを求めるとともに、三多摩では当面、都区並20%の地域手当を要求に掲げてたたかいます。
- 5) 三多摩の各自治体への「能力・業績」主義強化の押し付けに反対したたたかいをすすめます。
- 6) 退職手当の支給月数を引上げ、能力・業績主義のポイント制を廃止するなど改善を求めます。
- 7) 再任用制度では、希望者全員が任用・継続される制度への改善をすすめるとともに、賃金水準を定年退職前の職員との均等待遇を前提に引き上げるとともに、一時金支給月数を含めた諸手当についても、退職前と同様の支給を求めます。
- 8) 高齢層の昇給抑制を見直し、給与カーブのフラット化を行わないことを要求に掲げ、定年退職後の無年金期間の生活を支えるため、再任用賃金水準の改善を求めていきます。
- 9) 定年引き上げにともない60歳以降の賃金水準引き下げを行わないことを求めてたたかいます。
- 10) 定年前再任用短時間勤務制度を選択した場合でも希望者全員の任用を保障し、賃金は生計費に基づく水準、諸手当についても定年退職前と同様とすることを求めます。
- 11) 正規職員と会計年度任用職員のケア労働者の賃金引き上げ、処遇改善を求め、東京都、市長会、町村会に対して要請を行います。
- 12) 会計年度任用職員制度の抜本改善については、任期の定めのない短時間公務員制度の確立を基本とし、各単組・局支部の連携を図ります。
- 13) 会計年度任用職員の勤務年数に応じた昇給制度の確立、任用回数制限の撤廃などの取り組みをすすめます。また、法改正に基づき勤勉手当の支給ができるよう各自治体へ求めます。

(3) 賃金報酬下限額を含む公契約条例制定など公契約適正化、中小企業への適正単価発注、中小企業の支援策の強化の取り組み

- 1) 労働法制の改悪、中小企業支援や公契約条例制定自治体の運用適正化の取り組みの成果を交流し、条例制定運動を底上げします。また、関係団体などの協力も得ながら運動を前進させます。
- 2) 大企業の社会的責任を果たさせ、増大する内部留保を労働者・中小企業に還元させるなど、国民と共同したたたかいを全労連、自治労連、東京地評に結集して取り組みます。
- 3) 会計年度任用職員の賃金・労働条件改善、公契約条例の制定、中小企業支援策拡充と地域循環型経済振興策の実現を求める「自治体キャラバン20」の取り組みを重視し、すべての自治体要請へ東京自治労連・単組の参加をめざします。

(4) 不当な解雇の金銭解決、裁量労働制の範囲の拡大、さらなる労働法制改悪を阻止、雇用の確保・継続、法定内労働時間で安心して働ける労働条件の確立にむけた取り組み

- 1) 使用者側の攻撃を明らかにし、「解雇無効時の金銭解決制度」を導入させないことをめざし、運動をすすめます。
- 2) 実効ある「36 協定」の締結、勤務間インターバル制度を求め、誰もが人間らしく暮らせる社会に向けて、大きな共同の運動をさらに広げてたたかいます。
- 3) 長時間労働、不払い残業を助長するテレワークやジョブ型雇用の導入に反対してたたかいます。
- 4) フリーランスなどの労働法制による保護を受けない働き方の導入や拡大、高度プロフェッショナル制度の要件緩和、裁量労働制の適用範囲拡大を許さないたたかいを重視します。
- 5) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」では、労働時間規制の弱体化を狙う労働時間通算制度の簡便な方法などが示されていることから、引き続き注視します。

(5) 公務員の労働基本権回復に向けた取り組み

- 1) 憲法 28 条・15 条や ILO 条約・勧告を踏まえた民主的公務員制度確立、公務員の労働基本権全面回復をもとめ、全労連や自治労連に結集し取り組みます。
- 2) 労働協約締結権回復を展望し、全ての単組・局支部での予算人員要求闘争、36 協定の締結、春闘要求書提出・交渉を強化するとともに、組織の拡大・強化を結合して取り組みをすすめます。
- 3) 自治体・公務公共関係労働者の権利や役割を明らかにした自治労連の「自治体労働者の権利宣言(案)」の学習をすすめます。

3. すべての個人の人権を大切に、安心出来る国民生活を保障する社会保障をはじめとした国民的課題、制度政策の実現に向けた取り組み

(1) 消費税の当面 5%への引き下げ、大企業・大資本家優遇の不公平税制是正、累進課税の強化を求める取り組み

- 1) 当面消費税 5%への引き下げ、社会保障の財源を消費税に求めるのではなく、大企業・富裕層に応分の負担を求める取り組みを、自治労連、社保協、消費税廃止東京各界連絡会に結集して広げます。毎月の宣伝行動と中央集会への参加などの取り組みを強めます。
- 2) 「消費税 5%への引き下げを求める」署名を引き続き職場から取り組みます。
- 3) インボイス制度の問題点を明らかにし、制度の中止を求めます。

(2) コロナ禍で緊急整備が求められる医療、保健所の機能と体制強化、保育、介護、障害、生活保護をはじめとした社会福祉の切り下げ阻止、社会保障制度の拡充のとりくみ

国は「全世代型社会保障」の名による全面的な社会保障制度の解体とともに、社会福祉法一部「改正」による「自助・共助」の社会福祉制度「重層的支援事業」への改悪をすすめています。こうしたもとで「公助」を基本とした社会保障制度の拡充が求められています。

1) 医療制度の改悪を具体化させず、地域医療を守る取り組み

- ① 都立・公社病院の再公営化にむけた取り組みを、「人権としての医療・介護東京実行委員会」とともに、すすめます。
- ② 自己負担の強化による医療費抑制政策を許さず、国民負担軽減に向けた運動をすすめます。
- ③ 「軍拡より社会保障の拡充を求める」署名を取り組みます。
- ④ 東京都地域医療構想調整会議を注視し、再編統合で名指しされた東京の 9 病院を守る取り組みを、

「人権としての医療・介護東京実行委員会」や関係団体と協力してすすめます。

- ⑤医療三単産（自治労連、医労連、全大教）で取り組む「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を」の署名運動を 2023 年 6 月の署名提出行動に向けて取り組みます。関係組合員 1 人 10 筆の目標達成に向けて奮闘します。
- ⑥医労連・中央社保協・地域医療を拡充する会・自治労連の 4 者で開催される「第 13 回地域医療を守る全国交流集会」に参加し、地域医療を守る運動をすすめるための意思統一を行います。
- ⑦医療・社会保障関係団体で構成する実行委員会形式で開催される「憲法いかし、いのちまもる国民集会」に単組・局支部とともに参加します。
- ⑧医師・看護師不足解消、医療従事者の労働条件改善、人員確保等に向けて東京医療関連協に結集して取り組みをすすめます。

2) 介護制度改悪を許さない取り組み

- ①社会福祉法一部「改正」による介護保険会計から一般会計への繰入で、介護保険料や利用料など減免制度の改悪を許さない取り組みをすすめます。
- ②全労連と社保協・民医連と共同の「介護制度の見直しに対する請願署名」に取り組み、厚労省・国会議員要請などを行います。
- ③要介護 1.2 の切り捨てを許さず、混合介護の拡大、ケアプランの有料化など制度改悪に反対します。
- ④介護保険財政への国庫負担率を引き上げるよう東京都や市区町村への要請を行います。
- ⑤「自治労連・介護関係労働者全国交流集会」への参加をすすめます。
- ⑥全労連が提起する毎年 11 月の「介護アクション」に呼応し、「介護に働くなかまの全国交流集会（全労連・中央社保協など実行委員会主催）」の成功に向けて取り組みます。

3) 後期高齢者医療制度、国民健康保険に対する取り組み

- ①75 歳以上の自己負担「2割」の廃止を求め、社保協や高齢期運動連絡会と取り組みをすすめます。
- ②高齢者等への医療費負担増に反対し、後期高齢者医療制度の撤廃と安心できる高齢者医療の実現にむけて取り組みます。
- ③東京都の後期高齢者医療広域連合に向けて、陳情や傍聴行動を東京社保協に結集して取り組みます。
- ④国民健康保健への国庫負担を増やし、自治体の一般財源からの繰り入れの削減を許さないよう求めていきます。

4) 保健所・公衆衛生機能の拡充をめざす取り組み

- ①住民のいのちと健康、くらしを守る保健所機能を拡充し、人員増を求める運動をすすめます。
- ②感染症対応機能の拡充のため、保健所の設置基準の改善や専門職員の増員を求めた運動をすすめます。

5) 生活保護制度の拡充等をすすめる取り組み

- ①社会保障審議会生活保護基準部会の動きを注視し、生活保護がセーフティネットとしての役割を果たすよう連携した取り組みをすすめます。
- ②生活保護基準の引き下げによって、国民生活が脅かされることとなります。改定された自治労連「生活保護政策提言集」（案）の学習をすすめます。

- ③ケースワーカーの担当標準数 80 世帯を守り必要な人員配置と仕事を継承できるよう取り組みます。
- ④生活保護職場への警察 OB の強制配置に反対します。
- ⑤生存権裁判を支える東京連絡会に結集し、新生存権裁判支援、生活保護基準引き下げ、生活保護法改悪阻止に向け取り組んでいきます。

5) 年金制度改悪を許さず拡充を求める取り組み

- ①さらなる支給開始年齢の繰り延べ、支給額の切り下げなど年金制度の改悪を許さないたたかいを全労連、自治労連、東京社保協とともにすすめます。
- ②基礎年金への国庫負担率 1/2 の法定化、給付切り下げとなる「マクロ経済スライド」の廃止を求めて取り組みます。

6) 障がい者福祉制度の改善、総合福祉法創設に向けた取り組み

- ①障害者総合支援法を廃止し、「障害者総合福祉法」の制定を求める運動をすすめます。
- ②障害者総合支援法における「介護保険法優先適用規定」撤廃に、障都連などと取り組みます。
- ③障がい者、高齢者、子ども、生活困窮者など地域で互いに支え合う「我がごと・丸ごと共生社会」の「自助・互助・共助」ではなく、自治体の公的責任を果たすよう、国・東京都・市区町村への要請などに取り組みます。

7) 公的保育制度の拡充をめざす取り組み

- ①「よりよい保育を！実行委員会(略称)」の国会請願署名及び公的保育・福祉を守る東京実行委員会の都議会宛て署名に取り組みます。また、地域で保問協等と「保育の質」を守り、待機児童解消を求めます。
- ②幼児教育・保育は完全無償化を求めるとともに、国に財政負担を求めます。
- ③子ども・子育て支援新制度の見直し年度になることを踏まえ、制度拡充の予算措置、公定価格の改善、保育時間区分の一本化、保育士等の処遇の改善などの要求を掲げ、国に向けた取り組みをすすめます。
2023 年の保育大集会（11 月予定）、政府・国会要請に参加します。
- ④実施自治体の保育園の改廃・配置基準の裁量が強まったもとの、公的保育の拡充をめざし区市町村に対する取り組みをすすめます。
- ⑤公立・認可保育園を増やし、待機児童解消を求め、広範な住民・保護者に対話を呼びかけて地域から運動すすめます。
- ⑥東京都に対して保育にかかわる都区財調制度・子育て推進交付金の維持、公立保育所整備とともに、私立保育所の充実のため、公私格差を是正する財源措置を求めます。
- ⑦公立保育園の委託・民営化、認定こども園化反対の取り組みをすすめます。
- ⑧会計年度任用職員の要求運動と組織化を結合して推進します。
- ⑨次世代育成の取り組みの一環として、若手保育士を中心とした「保育連続講座」に取り組みます。
- ⑩「自治体保育労働者の全国集会」に参加し、全国の取り組みから学び、交流します。
- ⑪保育闘争委員会を開催し、取り組みの基本を明確にします。引き続き保育闘争委員会ニュースを発行し、各地の取り組みの共有化をはかります。

⑫「保・幼・小の連携」の名のもと、小学校への接続を第一とする保育ではなく、子どもたちが自ら成長する力を最大限発揮できる保育を実現するために、保育内容への介入を許さない取り組みをすすめます。

8) 児童相談所の特別区設置など児童保護行政の拡充を求める取り組み

- ①児童虐待が急増しているもとで、児童相談所や区市町村の「子ども家庭支援センター」など業務体制の改善、一時保護所の拡充等に向けて自治労連とともに取り組みます。
- ②児童相談所の特別区設置をはじめ、子ども家庭支援センターなど市区町村の子どもの権利擁護の取り組みがすすむよう、情報交換や交流をすすめます。
- ③東京都との都区財政調整協議による基準財政需要額の適正化など財源や体制の拡充について意見を反映させていきます。

(3) 原発ゼロ、ジェンダー平等、災害復興にむけた政府・自治体施策の拡充、気候危機、民主教育擁護など国民的課題の取り組み

- 1) 被災者の生活と生業を再建するために、被災者生活再建支援法の拡充を国に求める取り組みをすすめます。
- 2) 東京災害対策連絡会などが呼びかける取り組みへの参加を追求します。
- 3) 原発をなくす全国連絡会に結集して取り組みます。また、原発ゼロ、再稼働反対など、全労連・自治労連、東京地評等の呼びかけに応じて取り組みます。
- 4) 地球温暖化、気候危機阻止に向けた取り組みに、全労連・自治労連、東京地評等の呼びかけに応じて取り組みます。
- 5) 子どもの教育を受ける権利を保障し、民主的教育行政を守るため、中学校教科書の採択への取り組みや「東京教育集会 2024」をはじめとした取り組みに参加します。
- 7) 給付型奨学金制度の拡充や、教育の無償化に向けた取り組みをすすめます。
- 8) ジェンダー平等実現に向け次の取り組みを行います。
 - ①婦人団体連合会のジェンダー 4 署名(「戦時慰安婦」問題の最終解決、女性差別撤廃条約選択議定書批准、民法の差別的規定の廃止・法改正、所得税法第 56 条の廃止)に取り組みます。
 - ②全労連が作成した「ジェンダー平等ガイドブック」を活用し学習をすすめます。
 - ③性的マイノリティーを含めたジェンダー平等社会の実現に向けて自治労連の提起に基き取り組みます。

4. 自治体の機能と自治体労働者の役割を強化し、自治体労働者の働きがいのある職場づくり、「こんな職場と地域をつくりたい」運動を前進させるたたかい

(1) 職場組合員の声を職場要求に、その実現に向けた日常的取り組み

- 1) 職場での懇談を重視し、仕事の悩みや思いを出し合う対話と交流をすすめ、職場の改善にむけた課題や要求の集約を図ります。役員がいる職場など可能な職場から、所属長に要求を提出し、懇談・交渉をすすめます。
- 2) 自治労連が提起する「職場を守る」取り組みを、署名を中心にすすめます。
- 3) 5月21日・22日に開催する「こんな地域と職場をつくりたいー公共を取りもどす」運動を

すすめる交流集会に参加します。

(2) コロナ禍で明らかになった病院・保健所・窓口をはじめ住民のための業務を拡充するため、十分な人員体制の確保に向けて職場からの予算人員要求の取り組み

- 1) 職場から取り組む予算人員要求闘争を、自治研推進委員会で交流し、先進事例や工夫の共有化を図ります。
- 2) 自治労連が予算人員闘争の前進に向けて、全国の先進的な事例や、政府の動きなどの資料をまとめた、改定「予算人員闘争資料集」を活用します。
- 3) 障がい者雇用にあたっては、十分な職場の執行体制が確保されるよう、人員配置を含む条件整備を求めます。
- 4) 自治体の予算分析をすべての単組で行うことをめざします。また、東京都の予算分析を関係単組・局支部とともに作成します。
- 5) 自治研活動を活性化し、職場の取り組みと住民共闘を前進させる取り組み
 - ① 自らの仕事を見直す職場自治研活動を強めます。
 - ② 「自治研活動の取り組み方針」を確立し、単組・局支部で取り組みの意思統一を行います。
 - ③ 自治研推進委員会を定期開催し、単組・局支部の取り組み事例などについて交流し、取り組みを広げます。また、全国自治研推進委員会でも取り組みます。
 - ④ 職域部会を中心に、職域の課題や仕事のあり方について交流・学習を呼びかけ、若手組合員の参加を重視し、次世代育成につなげます。
 - ⑤ 『「未来の東京」戦略』について、職場の課題と住民要求を結合させた取り組みを具体化します。

(3) 「公的サービスの産業化」や「自治体のデジタル化」などの無批判な導入を許さず、地方自治体の役割強化に向け、住民とともに自治体民主化をめざす取り組み

- 1) 「公的サービスの産業化」のもと、自治体のあり方、役割が大きく変えられようとしています。職場における問題点を明らかにし、庁内世論を広げ、地域住民とともに取り組みます。
- 2) 職場要求を明確にし、自らの仕事のあり方と住民が求める自治体の仕事について語り合う場をつくり、予算人員闘争につなげます。
- 3) 自治体職場における AI、DX など新技術の導入状況などを明らかにしながら、職員と住民のためになる自治体づくりを求めます。
- 4) 窓口業務などの委託提案については、全国で実践された委託化阻止・直営堅持の取り組みなどを教訓を学びます。
- 5) デジタル化は、国民への行政サービスの充実、基本的人権の擁護、住民福祉の増進を図り、自治体職員が「全体の奉仕者」（憲法第 15 条 2 項）の役割を発揮でき、職員の労働負担を軽減することを目的に活用するよう取り組みます。デジタル技術を悪用した公務公共サービスの切り捨て、住民の基本的人権の侵害、自治体職員の削減はおこなわないよう取り組みます。
- 6) AI、DX などの新技術導入に対し、無批判な導入を許さず、「自治体 DX の対応方針（仮）」を確立し取り組みます。
- 7) デジタル技術の導入、活用にあたっては、住民の個人情報を保護し、憲法に基づく国民のプライバシー権を侵害しないこと。国民の個人情報は、EU における一般データ保護規則 (GDPR) に準じて、

個人情報の利活用やプロファイリング（人物の個人情報や過去の行動を分析し、今後の行動などを推測すること）を制限するなど、国民の自己情報コントロール権（どんな自己情報が集められているかを知り、不当に扱われないようにする権利）を保障すること。

- 8) 地方自治体が定めている個人情報保護条例の保護規制に干渉、規制の撤廃や緩和を強要しないこと。地方自治体が保有する住民の個人情報の取り扱いは自治事務であることから、地方自治の本旨に基づき、各自治体が自主的に取り扱うようにすること。個人情報を保護することは自治体の責務として、取り扱いを強化し後退をさせず、個人情報の集約化や流用、外部への提供を行わないよう取り組みます。
- 9) 地方自治体における情報システムの整備については、地方自治の本旨と主権者である住民の意思を踏まえて、地域の特性や実情に応じ、導入の是非、導入する場合の範囲や条件、利用するシステムなどについて、それぞれの地方自治体が自主的に決めるよう取り組みます。自治体独自の住民サービスを維持・向上するために必要な場合は、国の標準化によらず、「オプション機能」や「パラメータ処理」、「別アプリ」による連携やカスタマイズを行えるようにするよう取り組みます。システムの整備にかかる経費や「オプション機能」や「パラメータ処理」、「別アプリ」による連携やカスタマイズも含め国が負担するよう取り組みます。
- 10) 自治体におけるデジタル技術の導入の是非は、事前の情報提供を行い、労使協議と合意のうえ決めるよう求めます。
- 11) 自治体 DX を行うにあたり、民間人材の任用にあたっては、兼業を認めないこと。地方公務員法が適用除外になる特別職非常勤職員として任用しないよう取り組みます。特別職非常勤職員として任用する場合は、要綱等で守秘義務規定や職務専念義務等、正規職員と同等の規定を定めるよう取り組みます。
- 12) 民間人材の任用の際は、出身企業はもとより利害会館英のある企業等との会食や接待等、行政の中立・校正をゆがめる恐れのある行為を厳しく制限するよう取り組みます。
- 13) 自治体 DX を進める CIO（情報監）や CIO 補佐官を任用する場合は、常勤職員として採用するよう求めます。出身企業など利害関係のある企業等との会食や企業等からの接待など、行政の透明性・公正性をゆがめる恐れのある行為を規制するよう取り組みます。
- 14) 地方自治体の業務に民間間のクラウドシステムを導入する場合、デジタル庁が作成する「クラウドサービス基本契約書」等を参考に、自治体が保有する行政情報や住民情報が漏れ出ることや、データの目的外利用が行われないよう、自治体にガイドラインを作成するよう取り組みます。
- 15) 自治体 DX によって、自治体業務は「クラウドバイデフォルト」の原則の下で、業務のクラウド化が進みます。クラウドシステムの導入や開発、メンテナンスについて、民間テクノロジー企業の人材任せにするのではなく、業務に責任を持つ職員が自ら監理・監督できるよう ICT 人材を確保するよう求めます。
- 16) 自治体の業務システムのクラウドサーバを民間テクノロジー企業一社に任せたことによって、業務が長期間停止する事故が起きています。1社のサーバーに自治体のデータや業務システムを預けることになれば、業務が停止する恐れがあります。また、災害等によって電力が停止するようなことが起きれば、自治体の業務は停止します。システム障害や停電等で業務が停止しないよう体制を画するよう取り組みます。
- 17) マイナンバーカードの取得強制を職員に行わない取り組みをすすめます。マイナンバーカードの

取得は、個人が申請に基づいて行われるものです。申請は任意で行うものです。当局がマイナンバーカードの取得調査や取得の推進などを職員に働きかけないよう取り組みます。職員の各種手続きに対して、マイナンバーカードの記入を強制しないよう取り組みます。

デジタル庁は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」で、マイナンバーカードをスマートフォンアプリとして搭載し、国民健康保険や税務情報等の住民のあらゆる情報を紐づけ、すべての国民から情報を収集するシステムの作成を狙っています。マイナンバーカードの狙いを知らせて、取得の強制しないよう取り組みます。住民情報を合意なく、マイナンバーカードに連携させないよう取り組みます。

18) テレワークにあたっては、「LWAN 節系の専用端末」の利用に限定するよう取り組みます。

(4) 都政の「構造改革」路線に反対し、諸団体とともに都政民主化に向けた取り組み

- 1) 地方独立行政法人化された都立・公社病院の再公営化を視野に、「人権としての医療・介護東京実行委員会」をはじめ関係諸団体と協議し、取り組みます。
- 2) 都民生活優先の民主的都政の転換をすすめます。
- 3) カジノを含む IR 統合リゾートに反対し、東京にカジノは作らせない取り組みを広げます。
- 4) 都民要求実現大行動実行委員会の東京都予算要求などの取り組みに参加します。

5. 首長選挙、自治体民主化、国政民主化のたたかい

労働組合として政党支持・政治活動の自由を守り、組合員の権利を保障するとともに、組合員・家族が主権者として投票権を行使する取り組みをすすめます。

- (1) 自治労連、東京地評、東京自治労連単組の要請に基づき首長選挙での推薦等を行い、自治体の民主化をめざします。
- (2) 賃金大幅引き上げ、人員増、労働条件向上、社会保障拡充など切実な職場要求や春闘でかかげる諸要求を実現させるチャンスとして、職場・地域で地方政治や憲法を語り、国政と自治体の転換をめざす世論を広げます。
- (3) 改憲阻止、立憲主義を守ることをはじめ、一致する要求で市民と野党の共闘・共同を重視します。
- (4) 組合員の思想・信条・政党支持の自由を保障し、政治活動の自由を守ります。不法・不当な干渉や介入・弾圧などに対しては、組合組織として毅然として対応します。自治労連全国弁護団が作成した「地方公務員の政治活動・選挙活動」資料を活用して、憲法で保障されている自治体・公務公共労働者の選挙・政治活動について学びます。
- (5) 民主主義、立憲主義を否定する風潮や当局の「政治的中立」攻撃をはね返し、組合員と家族が投票権を行使する取り組みをすすめます。憲法に規定される主権者として、公民権行使を重視し、青年労働者などへの働きかけを強めます。
- (6) 統一地方選挙に向けて、組合員の政党支持・政治活動の自由を保障しつつ、要求実現をめざす選挙として位置づけ、政治啓発の活動などに取り組みます。

6. すべての運動について職場活動を基本として、職場の労働組合の確立・強化、東京自治労連の増勢をめざした組合加入、次世代育成の飛躍的前進に向けた取り組み

(1) すべての自治体・公務公共労働者を視野に、職場懇談会・対話活動・職場訪問をすすめ、職場活動を重視した強化

- 1) 要求運動と組織拡大強化を車の両輪とする取り組みを定着させ、新たなつながり方など創意工夫の取り組みをすすめ増勢をめざします。
- 2) 春と秋の2回を「組織拡大月間」として方針を策定し、新規採用者、組合未加入者、会計年度任用職員の組合加入に向けた意思統一を図るため、「書記長・組織部長会議」を組織拡大月間の前段に開催します。また、各単組・局支部における組織拡大の目標、計画等を定め達成に向けて取り組みをすすめます。
- 3) 春闘・予算人員要求闘争・賃金確定闘争・秋季年末闘争の中で、職場懇談や職場訪問をはじめとした取り組みをすすめ職場での労働組合づくりを強化します。
- 4) 単組・局支部を担う役員が自治労連運動の理論を学び、実践にどう活かすかをお互いの親睦を深めながら学ぶ機会として「役員労働学校」の開催を検討します。
- 5) 会計年度任用職員の昇給制度や勤勉手当の実現、雇用年限撤廃など、処遇改善に向けた取り組み、組織化を前進させます。
- 6) 労働条件改善と結合して、委託・指定管理職場で働く労働者へ組合加入の働きかけを地域労連とも共同してすすめます。
- 7) 上部組織を持たない組織等に自治労連加盟に向けた働きかけをすすめます。

(2) 東京自治労連青年部の活動の活性化と、単組・局支部の青年活動の推進による次世代役員育成の取り組み

- 1) 「住民のためにいい仕事がしたい」という思いを実現させるため、仕事や組合活動を通じた交流をつなげ広げるための運動をすすめます。
- 2) 東京自治労連や自治労連青年部が企画する取り組みと、青年を対象とした各単組・局支部の企画への参加・協力を努めます。
- 3) 「青年ステップセミナー」などの取り組みや、青年組合員の学習とつながりを活かして、単組・局支部の青年の組織化や青年部の再建をめざします。
- 4) 新規採用者への組合説明会や新採歓迎会の運営に青年組合員が積極的に参加し、仲間を増やす活動を単組・局支部で取り組みます。
- 5) 「自治労連関東甲越ブロック青年交流集会(仮称)」や学びながら交流する「東京の自治体で働く青年交流会」の実行委員会に参加し、全ての単組・局支部から取り組みます。

(3) 自治労連共済「みんなでつくる・支え合い」共済拡大運動を軸に、組織拡大と自治労連共済加入拡大一体の取り組み

共済活動などの「助け合い」活動を、組合員の加入拡大と一体で取り組み、具体的な成果を上げるよう取り組みます。

- 1) 自治労連の「つながる・支える」共済拡大運動を自治労連共済東京支部とともに具体化し、全ての組織で具体的な目標を持って取り組みます。
- 2) 新規採用者・組合未加入者向けキャンペーンのプレゼント期間が11ヶ月間に延びたことを活用し、すべての組織が組合員拡大と共済加入拡大の一体的に成果を上げます。

- 3) 団結強化と共済事業の安定化をめざし 30 歳～40 歳代の組合員を「みんなでつくる・支え合い」共済拡大運動に取り組みます。また、特別重点支援措置を利用し、本人のみでなく、配偶者・子どもの加入促進もすすめます。
- 4) 東京自治労連の組織拡大月間などの取り組みに、共済グループの夏季と冬季の加入拡大キャンペーンを積極的に活用します。
- 5) 組合員の資産形成に対するニーズに応える「年金共済」(労働共済連)を取り組みます。
- 6) 自治労連の「共済学校」や共済グループの研修への積極的な参加を単組・局支部に呼びかけます。
- 7) 東京自治労連の機関紙を積極的に利用し共済を広めます。

(4) 組織強化・拡大につなげるため、可処分所得増加など組合員の家計応援、生活支援の要求を取り組む労働者の福祉金融機関・ろうきんへの加入や利用を職場で広げる取り組み

ろうきんは働く者のためにつくられた福祉金融機関です。働く仲間が互いに助け合うためにつくった協同組織の金融機関であるため、組合員のニーズに応え暮らしを支えるとともに、安心して過ごせる社会づくりに寄与することを目的としています。異常な高物価が続き暮らしの不安が強まるなか、ろうきんの利用・活用は、組合への結集を強め、組織を強化拡大する有力なツールです。

組合員にとって、ろうきん利用は多くの利点があることを知らせ、新規採用者の組合加入のきっかけとするなど、若年組合員の利用・活用を重視します。新規採用職員への組合説明時や懇談の機会に資料を配布し、ニーズに応えるろうきんの商品・サービスや組合員優遇措置を知らせ、組合加入を促進します。

組合員の生活を応援するため、ろうきん支店と連携して、他行他社ローン・カードローンの借り換え相談会(オンライン)など、各種相談会を開催します。ろうきん口座の利用でコンビニや他行 ATM の引き出し利用時の手数料、給与振込指定で振込手数料のキャッシュバックなど、利用のメリットを機関紙などで紹介し、振込口座指定や口座利用をすすめます。

民間教育ローンを返済する若年職員などに、低金利の中央ろうきん「教育ローン」を紹介し、組合加入とろうきん利用につなげます。多額の資金を要する住宅ローン借り入れや借り換えでは、有利なろうきん住宅ローン利用の取り組みをすすめます。

財形貯蓄は働く者の財産形成を応援する重要な制度であり、ろうきんへの財形結集を組合員に呼びかけます。

(5) 学習教育・宣伝活動

- 1) 支部・分会・職場段階での学習活動を具体化します。学習テキスト「ここから始める 組合活動・自治労連運動」の各単組・局支部での活用を図ります。
- 2) 次世代役員育成をめざし、憲法や平和の取り組み、青年ステップセミナーなどに参加した青年に賃金や各種制度の学習をすすめます。
- 3) 自治労連・地方自治問題研究機構が編集する地方自治の専門誌「季刊 自治と分権」の普及をすすめます。
- 4) 東京地評が取り組む全労連初級教育制度「わくわく講座・ラパス講」に青年層を中心に参加をよびかけます。
- 5) 東京労働者学習協会が主催する学習会や講習会・講座への参加、勤労者通信大学の受講を取り組

み、「学習の友」を普及します

- 6) 「とうきょう自治体の仲間」やホームページについて組合の声をいかし充実させます。
- 7) 労働組合の存在感を示す「顔」として機関紙の充実をはかります。
- 8) 自治労連が発行する住民宣伝チラシをはじめ、各種宣伝資材を活用し運動を強めます。

(6) 文化・スポーツ活動

組合員がスポーツ活動や文化活動を通じて絆を強め、自治労連運動の強化と前進をめざして、東京自治労連の軟式野球大会（2023年4月予定）、囲碁・将棋大会（2023年5月予定）を開催します。軟式野球大会は、自治労連関東甲越ブロック大会出場の代表チームを選抜し、将棋大会は、関東甲越ブロック将棋大会と全国将棋大会（予定）に出場する代表を選抜します。

(7) 各分野のたたかい

1) 青年部

「住民のためにいい仕事がしたい」「つながりたい」という青年の要求を正面に据えた運動をすすめます。東京自治労連青年部活動を強化し、単組・局支部の青年活動の推進によって、次世代役員育成に取り組みます。

- ①青年組合員の学習とつながりを活かした、単組・局支部の青年の組織化や青年部再建につなげます。
- ②労働組合活動の重要性を学ぶとともに、青年同士の交流やネットワークづくりをすすめる「東京の自治体で働く青年交流会」の実行委員会にとりくみます。
- ③「労働組合ってなに?」、「自治労連運動って?」といった内容について学びながら交流する「青年ステップセミナー」を「東京の自治体で働く青年交流会」が実行委員会として開催します。
- ④全労連青年部・自治労連青年部・東京地評青年協議会に結集し、広範な青年とともに運動に取り組みます。
- ⑤新人組合説明会や新採歓迎行事の運営に青年組合員が積極的に参加し、仲間を増やす活動をすすめます。
- ⑥原水爆禁止世界大会、Ring! Link! Zero(核兵器をなくす青年交流会)などの参加のあり方を検討した上で積極的に参加し、憲法と平和について学び、核兵器廃絶を願う広範な青年と協力・共同をすすめます。
- ⑦組合の意義と役割を学ぶことで、単組・局支部で核になる青年を育成するため「自治労連青年・女性ステップセミナー2023」など各種労働学校への参加します。

2) 女性部

平和を求める取り組みをすすめるため、学習・署名・宣伝に取り組みます。

- ①母性保護への攻撃を許さず、権利の拡充、総労働時間短縮、不払い残業根絶に取り組み、「健康で働き続けられる職場」を求めた運動に取り組みます。
- ②国連女性差別撤廃条約選択議定書の批准、慰安婦問題の解決、ジェンダー平等に基づく法改正をすすめるため、学習・宣伝・婦団連の署名に取り組みます。
- ③自治労連女性部、東京地評女性センターに結集して運動をすすめます。

- ④東京地評女性センター春の学習会（2023年5月予定）、自治労連女性部定期大会(2023年8月)、第67回はたらく女性の中央集会in長野市（2023年10月7-8日）、第8回はたらく女性の東京集会（2023年11月5日（予定）、第68回日本母親大会in山口市（2023年11月25-26日）、2023年東京母親大会・町田市民ホール(2023年12月16日)、に積極的に参加します。
- ⑤育児休業代替の正規職員配置、男性職員の育児休業取得率の向上、ハラスメント防止など、仕事と育児・介護の両立にむけた権利拡大にむけた学習や運動に取り組みます。
- ⑥会計年度任用職員の均等待遇の実現に向けて運動をすすめます。
- ⑦常任委員会と委員会での学習や、春闘のつどいを開催し、ときどきの情勢を学習しや運動の意思統一をはかります。
- ⑧「自治労連・組合活動への男女参加促進のアクションプログラム」にもとづき、機関会議の女性参加促進、女性役員育成に向け、女性部としても知恵と力を出し合い取り組みます。
- ⑨女性部三大要求「婦人検診の毎年実施（子宮頸がん検診のHPV検査の導入等）」「部分休業・育児短時間勤務・介護休暇等を取得するための条件整備（適正人員配置や対象年齢の引き上げ）」、「育児代替の正規職員配置」の要求をすすめるために、学習・交流を深め、単組・局支部の予算・人員要求書に反映させるよう運動をすすめます。
- ⑩9条改憲阻止、集団的自衛権行使や辺野古新基地建設反対など、平和運動の拡充のための学習と署名運動、宣伝活動に取り組みます。

3) 現業評議会

国からのトップダウンで押し進められてきた公共サービスの産業化・民間委託化は、現業職員の退職不補充政策を後押しし、住民の声が届かなくなるばかりでなく、頻発する災害対応などの緊急時の対応が困難となることは明らかです。

現業労働者が持つ専門性は、この間発生した全国での災害時やコロナ禍における奮闘により明らかになったように、決して単純な業務ではなく、経験に裏打ちされた高度なものであり、安心して働き続けることができる賃金労働条件のもとでこそ、継続して引き継がれなければなりません。

現業職場に対する激しい攻撃をはね返すために、自治労連や東京自治労連が提起する諸行動に、現業職場・組合員が積極的に参加し、公務労働としての現業職場の重要性を地域住民に理解してもらうことが何よりも重要です。

- ①常任幹事会・幹事会を定期開催し、情勢と運動課題の意思統一を図り、単組・局支部の活動交流や取り組みに対し連携と支援を行います。
- ②自らの職場と労働条件を守るため、現業職場の直営堅持と正規職員の新規採用を求めて、単組・局支部に全力で結集してたたかいます。
- ③自治労連全国統一行動「10・13 現業統一闘争」など、自治労連、東京自治労連が提起する諸行動に積極的に参加をします。
- ④総務省宛の現業署名（住民のいのちとくらしを守るため、公務公共サービスを拡充させ、現業職場の体制整備を求める要請署名）を、昨年以上の集約枚数をめざして取り組みます。
- ⑤単組・局支部の予算・人員要求書に、現業職場の直営堅持や現業正規職員の新規採用などの要求を反映させます。また、現業評議会として独自の予算・人員要求書を作成し、自治体当局に提出し交渉を求めます。

⑥ 第24回現業全国学習交流集会（2023年6月17日～18日 姫路 予定）に参加します。

4) 非正規公共評

会計年度任用職員については、3Tアンケートの結果も活用して、「いつでも雇い止め」「いつまでも非正規」の拡大を許さず、「任期の定めのない短時間一般職公務員制度」の確立に向け、たたかいをすすめます。また、全国の経験に学び、非正規・公務公共関係組合員自らが組合員を増やす運動に参加することを追求します。

- ① 正規と変わらない本格的業務を担いながらも、処遇に合わない責務に対する要求や不満、「もっといい仕事がしたい」という非正規・公務公共関係労働者としての要求を大切にした懇談会、交流会などで要求集約と組織化をすすめます。
- ② 会計年度任用職員の雇用年限の撤廃、勤勉手当相当分の支給など正規職員との均等待遇の実現に向けて具体化をすすめます。
- ③ 地域からの世論を広げるために、「官製ワーキングプアをつくりだすな」の運動を広げます。
- ④ 「生計費に基づく最低賃金要求」確立にむけ、学習・討議をすすめるとともに、要求実現の力となる組織拡大をすすめます。
- ⑤ 非正規公務公共関係労働者全国交流集会(未定)に積極的に参加します。
- ⑥ 各単組・局支部が作成する機関紙は、庁内世論を高める絶好のツールです。非正規組合員の取り組みなどを掲載し、非正規・公務公共関係労働者の要求運動の共有化を図ります。
- ⑦ 職種・職域ユニオンの組織拡大をすすめるため、二重加盟・協力員を増員し、強化します。図書館、保育、介護福祉、児童館・学童ユニオンを軸にして、組織化をすすめます。
- ⑧ 公的サービスの産業化の闘いの中で、自治体単組と協力して、会計年度任用職員と外郭団体の正規・非正規職員の組織拡大をすすめ、民間委託反対の力とすることを追求します。

5) 三多摩協議会

三多摩に働く自治体・非正規公務公共関係労働者の自治労連結集をめざし、「共同する会」「保育連絡会」とともに、共同闘争を追求し、交流をはかります。

- ① 幹事会を適宜開催し、運動の意思統一をめざします。
- ② 三多摩労連、三多摩春闘共闘が提起する運動に結集します。
- ③ 「三多摩協議会通信」の定期発行をめざします。
- ④ 三多摩労働講座を開催します。
- ⑤ 非正規労働者の組織化に向けて、関係単組との懇談会の開催をめざします。